

第16回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年9月3日(水) 午前10時00分
出席議員	委員長：武道修司 副委員長：宗裕 委員：工藤久司 委員：田原宗憲 委員：池亀豊 委員：吉元健人
事務局職員	局長：桑野智 係長：瀬戸美里
証人	前都市政策課：宇多村宏喜 上下水道課：田村悠哉

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより第16回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会いたします。

昨日の本会議、お疲れさまでした。中間報告ということで報告をさせていただきましたが、内容的には、まだまだ調査をしないといけない部分がまだ多くあります。不明な点もありますし、執行部においては第三者委員会を立ち上げるというふうな発言もありましたので、我々としてもしっかり調査をして、我々の調査結果がその第三者委員会なり町執行部のほうに反映できるように調査をしていきたいと思いますので、皆様方の御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それと、今日の協議事項は証人喚問になります。証人喚問の終了後、またいつものように、その他で事務打ち合わせをさせていただきたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは、協議事項に入ります。

証人喚問です。今日は2名の方を予定しております。まず午前中に、前都市政策課の宇多村証人をお呼びしていますので、よろしくお願ひいたします。

[証人 入室]

○委員長（武道 修司君） おはようございます。どうぞ、座ってください。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） おはようございます。

○委員長（武道 修司君） 今日は、前都市政策課の宇多村証人に出席していただいております。大変お忙しい中、出席をしていただきまして誠にありがとうございます。

発言をされる場合は、マイクを手に持って発言をするようにお願いいたします。ちょっとやっぱりマイクを離れると音声が悪くて、後から議事録を作るのに苦労しますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

本日の会議は、公開という形でさせていただいております。尋問時間が基本的に60分程度ということでさせていただいていますが、質問の中身によっては、かなり時間をオーバーすることがあるかと思いますので、その点については御理解をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、私のほうからもう一つ御報告があります。注意事項の説明をさせていただきます。

宣言した証人が虚偽の証言をした場合は、偽証罪の対象となりますので、気をつけてお願いをいたします。

民事訴訟に関する法律の規定で、虚偽の供述をした場合は、偽証罪が適用になりますので、よろしくお願ひいたします。

宣言拒否、証言拒否ができる場合があります。それ以外で証言拒否をした場合は、虚偽証言を

行った場合と同じような罰則がありますので、御注意のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、宣誓をお願いいたします。委員の方と証人の方は御起立ください。証人の方は手元にある宣誓書をお読みください。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和7年9月3日、宇多村宏喜。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。どうぞ、皆さん御着席ください。証人の方はそちらの書類に署名をお願いいたします。

私のほうから、まず確認をさせていただきます。事前に出席カードに記入をしていただいております。宇多村証人が書かれた出席カードの内容に間違いがありませんか。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） はい、ありません。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。それでは、まず最初に、私のほうから代表して質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初に、分割発注と思われる契約が一覧表にすると数多く見られます。宇多村証人が、起案書に印鑑を押されたものが数件あります。契約をするときに、10万円以下にしないといけないとか、この1つの契約を2つに分けることによって、10万円以下になるから2つに分けようとか、そういう意図的な契約の手続をしたことはありますか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 10万円以上、例えば15万円とかの工事だったり修繕とか、そういった契約が必要なものについて、例えば10万円と5万円とかで分けてやったという、好意的に、恣意的にやったということはありません。内容として、項目が全く別のものは、分けて、手続をしていただくということは、もともとありました。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

例えば、一つの部屋でフローリングの工事で畳が入っていた場合、畳を撤去してフローリングにするという工事、今これ一連の工事だろうと思うんです。ただ実際、伝票、起案書とかそういうのを見ると、畳の撤去が手数料で払われて、なおかつフローリングの工事が9万9,000円ぐらいで、8万5,000円というのもあるのかな、多分10万円に近い金額で、合計すると十数万円になるというふうな。

それが、例えば畳の手数料を違う業者で、例えば畳業者じゃないとできないとか、産業廃棄物の専門の処理業者じゃないとできないとかいう場合、分けたというのであれば分かるんですけど、同じ業者で、エス・ティ・産業でフローリングの工事をして、畳の撤去を後日、手数料で払っているという案件があるんです。

我々は、これは基本的に同じ部屋で同じような処理をしているということで、分割発注ではないかと思っているんですが、その点について、宇多村証人はどのように思われますか。宇多村証

人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 一つのお部屋で畳のお部屋をフローリングに、修繕、張り替えというような形で工事を発注するようなことは、町営住宅の担当であればよくあるケースではあるんですけど、役場のそもそもそのお財布が全く別なので、ごみを捨てる処分の手数料のお財布だったり、修繕をする工事費、おうちで言えば、その食費とか家賃とか水道光熱費とかという形で御存じと思うんですけど、役場にはいろいろお財布が分かれているので、別々で払うという想定で分けていただくようになっていたというところが1点と、町営住宅なので、退去をされたときに、明け渡しの確認という形で、私たち住宅の係が、忘れ物がないかとか、行為的な傷がないかとかというのをチェックしに行く際があるんですけど、そのときに、畳をこちらで先に上げていて、業者にまずは撤去してもらって、町営住宅なのでちょうど多分、今9月とか広報とかでも募集が出ていると思うんですけど、入居がまだ決まるまでに少し時間がかかるので、入居が確定した部屋からフローリングを張ってもらうというような、ちょっと時間が空くようなこともあるので、そこで、まずは畳の撤去、そしてその後にフローリングの工事という形で分けてしてもらうというケースはよくありました。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。

これは、今一つの例でいくと、これ宇多村さんも関係しているものもあるんですが、例えば今畳をまず処分をして、数日後にフローリングをするという流れというふうに今言われたんですけど、伝票の処理から見ると、起案の処理とか、そういうのを見ると、先にフローリング、床の修理をして、その1週間後ぐらいに畳の撤去があるんです。

その後から畳の撤去をしているんですよね。だから我々のときは理屈が分からないんですよ。畳を早く、もうこれ汚くて腐っているから早く畳の撤去しようとして、先に畳の撤去をして処分をしてしまっておって、後からフローリングをしたというのは分かるんです。でも先にフローリングをしていて、後から畳の撤去になっているんです。

大体1週間程度の後で上がっている、伝票というか起案書の関係かもしれませんけど、どうもそこが全て同じような処理をされているんですよね。だからそこがちょっと分からぬんで教えていただければなということで、質問させてもらっていますが、何か分かることありますか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 最初お伝えしたような形で、そもそも役場のお財布が違うので、まず処分費、そして撤去費で、処分費と工事費、修繕費という形で頂くケースがあるので、請求書を頂いたときの処理の順番というのは、そこはあまり気にしていないというか、まとめて請求書を頂くこともありましたので2件分、なので伝票を起こす順番というのは、こっちが先じゃないといけないとかというそういう認識は、私たちは持っていました。

○委員長（武道 修司君） これが順番がどっちだからということを我々問題視しているのではありません。同じ部屋で同じ仕事をしていて、課目が違ったら10万円以下の随意契約費にしていいというこの認識が、ちょっとおかしいのではないかというところでしていて、伝票を見ると畳を先に撤去しているのであれば分かるんですけど、畳が後になっているという処理になっていたから、そこら辺の流れを我々も調査をさせてもらっているというふうな状況です。

それと、同じ建物で、例えば隣とか2軒先とか、同じタイミングで同じように空き家になったときに、同じタイミングで清掃をされると思うんですよね。その清掃をするときに、まとめて入札をするのではなくて、それぞれ1部屋ずつ全部ばらばらで上がってきてているんですよね。それも我々から見ると分割発注に見えるんです。例えば3部屋なり、2部屋でも、3部屋でも4部屋でもいいんですけど、まとめてすることによって、入札でお互いに、その業者の人たちに競争してもらうことによって、我々は安くできるのではないか。分割発注をすることによって、基準額が決まっていて、その基準額で全部払っているのではないか。

もしその入札をすることによって、その金額が下がるのであれば、分割発注というのはあまりいいやり方ではない、というふうになるのではないかと。基本的には分割発注というのは、基本的にやつてはいけないというふうになっているはずなんです。それで今この調査をさせてもらっています。

例えばの例で行くと、建設課であれば、例えばガードレールとかカーブミラーとか、そういうものがもろもろあった場合、それを全てまとめて、町内一円という格好で入札をするんですよね。なるべく安く抑えようということが前提になって、目的になるんだろうと思うんです。

ただ、都市政策課のこの処理を見ると、そういうふうな流れが全然見えないというものがあるので、どのような処理をされていたのかなということで、例えば違う部屋であれば、なぜそれを1つにまとめて処理をしなかったのかを教えていただきたいというふうに思います。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 建設課の町内一円の例を今挙げていただいたと思うんですけど、例えばガードレールとかカーブミラーとかの破損等があったときに、コーンを置いて少し待ってくださいね、まとめて発注しますよというような形はよくあるかなとは思うんですけど、町営住宅については、どうしても入居者の方の生活に一番直結しているところなので、よくあるのが、階層の高い町営の住宅で、鳩のふんとか、そういったところの衛生的な問題等もあって、入居者の方から早急に対応してほしいということで、相談を受けて発注するというケースがありました。

お部屋ごとに支出が違うんじゃないかという御指摘というか、今の件については、例えば4階のお部屋の清掃業務を発注したときに、清掃業者が入っているので、入居者の方が気づいて、実は隣の部屋も空室だけど、ここもすごく汚いよとか、ここも清掃をお願いしたいという形で、町のほうが見積り等をいただいて、発注した後に追加で必要になるケースというのがありますので、

そのような形で分けて支出を起こしているというような形です。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 入居されていて、その方が生活に支障があつてというのであれば分かることです。空き家になって、次を入れる、次の募集をかける。募集をかけるときに、その都度、その都度募集はかけていませんよね。何か月間かまとめて、これだけの空き家がありますということで募集をかけるじゃないですか。そのときに清掃作業、退去をされて、清掃をして次の方に貸すと。そのときにまとめて掃除をされると思うんです。

でも、それは今これを見ると、部屋が全部ばらばらだからという、前回ちょっと私、誰かは覚えていませんけど、証人で来ていただいたときに、説明で来ていただいたときに、職員の方が、部屋が違うからいいんではないかということで処理していたというような発言もあったんですけど。

基本的に今さっきの町内一円のガードレールと同じように、空き家があつて、急ぎではなくて募集をかける。その段階で、清掃するときに部屋を分けるというのがちょっと処理が、我々ちょっと理解できない部分があるんですけど、そこら辺の事務処理で、なぜそれを分けられていたのかを教えていただきたいという質問です。分かりますか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） ごめんなさい。ちょっと質問の意味が、私のお答えがそれが正しいかどうかというのは、先ほどお答えした内容が全てなので、私も同じように部屋が別なので、分けて発注をしていたということなんんですけど、そういうことを聞きたいんじゃないよということですか。

○委員長（武道 修司君） いやいや、だから今回、分割発注の基準が先日からちょっといろんな職員の方にもお聞きしたら、結局、手数料と修理費、科目が違うからいい、部屋が違えばいい、場所が違えばいいというこの感覚が多いんですよね。

でも住民の人とか、我々もそうですけど、そういう場合に少しでも安くしようと思えば、全部まとめて安くならないですかと言って業者の方にお願いをして、まとめて安くしようという動きをするんだろうと思うんです。

それを分けることによって、10万円以下にしてほとんどが見積りのみで入札というやり方をしていくなくて、業者から来た請求書で払っているというところに、適正な金額だったのか、分割発注をして町のお金、住民の人たちのお金が適正に使われていたのかというところを、今聞くために質問をしているというところです。

だから今、都市政策課の今までの流れというか、今までの方をお聞きしたら、手数料と修理費が科目が違うから、今さっき言ったように財布が違うからということがまず一点と、もう一つは部屋が違う、場所が違う。極端な言い方をすれば、部屋の中の清掃と外の庭の清掃を分けるとか、

そういうのもあるんですよ。

だから我々にしてみれば、細かく分けて、10万円未満にして、処理を楽にしているというか、相見積りを取らなくて、2者、3者に声をかけなくて済むから、そういうふうにしているのかなという。ただ、それをすることによって支払いが多くなる可能性があるわけですから、そういうふうな処理をしちゃいけないよということで、一つの基準として、町としても10万円という一つの基準を作つて、10万円以上になるときは2者以上の見積りを取つて処理しなさいよというふうになっているんだろうと思うんですよね。

それをあえて10万円未満にするというのは、基本的にはよくないやり方かなということで、今回、分割発注になるような契約が多くあるのではないかというところで、今お話をさせてもらつてゐるんです。

だから、今お話しがあつたように、基本的に手数料と科目が違うからということと、部屋が違う場所が違うということで、今まで処理をしてきたということでおろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、今分割発注の関係については、私のほうはこれで終わりたいと思います。

それと次に、業者の選定についてです。どのような形でその業者を決められているのか。そういうような一覧表とか、そういうものがあつて、この場合はここにお願いする、この場合はここにお願いするとか、業者の選定の基準のようなものがあるのかないのか、どのような基準でその業者を選定していたのかが分かれば教えてください。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 業者の選定については、都市政策課のほうで業者一覧というような形で、水道だったらここの業者ができるよ、電気関係だったらここの業者というような一覧のほうをずっと更新をしているので、その中で重複し過ぎていないかというところもそうなんですけど、例えば、椎田のここの住宅で、ここの電気屋さんが入ってくれているので、今回は地域のここの業者さんにとか、調整をして一覧に基づいてというか、その一覧から業者の選定をしていました。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。

例えば、この建物であればこの業者とかというのではなくて、ある程度その業者を順番にという形でやっていたということですかね。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 建物の、例えば保守とか入っている場合は、その業者さんという形なんんですけど、建物によってそこの業者さんが一番詳しいのでとか、そういったところでお願いするケースもありました。

○委員長（武道 修司君） 我々が資料で見た感じでいくと、ある年からというか、数年前から、株式会社エス・ティ・産業が、件数がすごく増えているように思えるんです。ほかの課もそうで

すけど、実績が実績がと言われるんですよね。もともとその実績がほぼないんですよ。ほぼないにもかかわらず、数年前から急に件数が増えている。件数が増えているということは、ほかの業者の方は減っているということになるんだろうと思うんですけど。なぜ急激にそのように件数が増えたのか。

例えば、この建物はここに依頼するよとかいう基準的なものがあったのか。例えば、ドアノブ交換とか、どちらかといえば建具屋さんとか専門業者のほうに依頼をされるのかなというふうに思うし、例えば、床のフローリングの先ほどの工事もそうですが、床のフローリングの工事であれば、建築屋さんとか大工さんとか、そういうところかなというふうに思うんですけどね。そういうところも全てエス・ティ・産業という名前がすごく出てくるんです。

どういう基準で、その業者を選んでやられているのかというのが我々もちょっと分からぬで、教えていただければなということで質問させてもらっていますので、その辺の基準が分かれば教えてください。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 業者の選定の基準については、今おっしゃっていただいたようなエス・ティ・産業さんがいきなり多くなったということ。ちょっと何年の何月ぐらいのどの工事なのかというのが、今はぱっと私分からないんですけど、町営住宅なので、長屋だったり、マンションタイプのものとかもあるので、一つのお部屋のドアが例えば悪くなったら年々建物を建つた年が同じなので、建物全体として劣化するので連続して修繕が必要というケースはあるかなと思います。

例で出していただいた建具、ドアの修繕とかであれば、ドアノブの交換だけというかドアノブの交換ができる業者さんには、そこはお願ひすることもあるれば、もうドア1枚ごととか、築上町は防音のサッシとか使っていることもあるので、ドアはもう全部まるっと変えないといけないというようなパターンもよくあったので、それはエス・ティ・産業さんにお願いするというケースもよくありました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） どの課もそうなんですね、この業者を選んでいる基準がすごく分からないんです、我々は。一覧表にして件数を見ると、異常にエス・ティ・産業さんが多い。皆さんに聞かれると、特別に多くしたりしたつもりはないみたいな感じで言われるんですね、基準がない。でもなぜ、そのどの課も全ての課が、そのような形で増えていって、今の現状になっているのかということが理解できないんですよ。

それで、その担当の方とかにも来ていただいて、特に起案書を上げている方々が業者選定をされるのであれば、なぜそこで増えていったのかというのが分かるのかなというふうに思ったんですけど。

今の回答でいけばちょっと、状況とすればちょっと我々も今分からぬというか、多分、証人も分かっていないで、処理をしていたというふうな状況かなと思うんですけど、その点どうですか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） すみません、ほかの課が、エス・ティ・産業さんばかりが多いというのは、私もあり聞いたことがなかったので、そこは初めて聞くケースではあるんですけど、確かに私がいた都市政策課としては、例えばエス・ティ・産業さんが特殊なユニックとか、特殊な機械とかクレーン車みたいなのを持っているので、対応できるケースが多かったということと、あと一番は、大工仕事とか、建築関係のそういう仕事がなかなかできる業者さんというのを、役場のほうがあまり、町内大分、高齢化も進んで、いないというところもあるんですけど、そこの大工仕事ができる業者さんが都市政策課から発注できる中には少なかったというケースはあると思います。

○委員長（武道 修司君） 例えば工務店さんとか、家を建てられる大工さんとか、そういうのは都市政策課の中には一覧表には載っていないということですか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） その一覧に、何々工務店、何々工務店って全てが載っているわけではありません。私も町内のお家を建てられる業者さん、何々建築とか、たくさん知っている業者さんはあるんですけど、ただ、なかなか大きい工事とか、特に建設、道路関係とか、どこどの修繕とか、民間の工事がどうしても多い関係もあって、なかなか町の、例えば10万円以下のちょっとした修繕というのは、なかなかそこまで手が回らないよというケースもあったので、町内の全ての工務店さんが町の10万円以下の修繕等に全て対応できるかというわけではなかったので、一覧の業者さんにお願いしているというケースが多いです。

○委員長（武道 修司君） はい、分かりました。

今まで、そこそこ、例えばドアノブの交換とか、いろいろと細々したところを多くされていたところが、急激に減って、エス・ティ・産業さんが急激に増えているような状況が、起案の、というか数字的に見るとそういうようなところがあったんで、何か、なぜそういうようになったのかが、ちょっと我々は分からぬもので、その数字的なものが分かることがあればなというふうに思ったんですけど。

宇多村証人が全てこの何年間かずっと担当でおられたということじゃないんで、担当も何人もおられるんで、入れ替わりになっているから、全てが全て把握できているわけではないとは思うんですけどね。今の状況で、とにかく一覧表があるということで、今お聞きしましたので、後日、都市政策課のほうにはその一覧表の資料請求はしたいと思います。局長、一応控えておいてください。

次に、修理金額の妥当性です。

先ほど分割発注の関係で、10万円以下になった場合、入札とか、見積入札という形を取らないで、業者の方から来た金額が、その支払いというふうな形になるケースが多いんだろうと思うんです。そのときに、この修理の妥当性、金額が適正だったかという判断はどのようにされていましたか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） そうですね、10万円以下の修繕について、金額の妥当性については、正直、見積書を先にいただいた段階で、材料とか機械関係であれば型番とかが書いてあると思うので、それを基本的にはインターネットで調べて、妥当な価格か等も調べたりとか、都市政策課で必要な物品等を購入する際に、ホームセンターとかで確認したりというようなことはありました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。

物品購入の場合は、ネットとかそういうのを見ればある程度基準的なところは分かるんだろうと思うんですけど、特に工事で、部屋の清掃とか、一部屋のフローリングの張り替えとか、畳の撤去とか、そういうところの金額が妥当性があったのかどうなのかというのが、我々もちょっと分からぬ部分で、内容によってはちょっと高いかなという感じを感じる書類もあるんです。

そういうふうにネットとかで調べれば分かる基準的なものはあると思うんですけど、そういう場合の妥当性という基準はどのようにされたかが分かりますか。例えば、床の張り替えの金額とか、例えば畳の撤去とか、それは妥当だったという金額だと思われますか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） はい、私の中では、妥当だったと思っています。見積りをいただいたときに、都市政策課の、課の中で協議をしたりとか、初めての修繕関係があるときは別の部署で、こういった事案があれば、大体いくらぐらいで契約したかとかねという形で聞くこともありました。

そこで妥当性というか、どのぐらいの金額でこの工事ができるのかというような確認をするようにはしていました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 基本的には10万円以下の金額についても、全て妥当だったというふうに判断をして処理をしたということでよろしいですか。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） はい。

○委員長（武道 修司君） 次に、同じような形になります。ベランダの清掃、ネットの修繕、フロアの張り替え、畳の撤去、先ほどから言ったように基準額のところです。

妥当性のところでいくと妥当だったというふうに言われましたが、この部分が部屋によってやはり違ったりとかいうことがあるんだろうと思うんです。ただ、一覧表で見ると、ほぼ同じ金額

できれているということは、私たちは何らかの規約があって、この工事は幾らだというふうに決められて、基準額というものがあって、その基準額でされていたのかなというふうに思うんですけど、そういうような基準額というのは別になかったということですか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 恐らく10万円以下の9万9,000円とかという金額のことをおっしゃられているんだと思うんですけど、そういった、例えば町のほうから9万9,000円でこれやってくれますかとかいうようなことはなくて、基準額というのは定めていません。この工事は何円とかというのはですね。

○委員長（武道 修司君） 基準額があるということですか。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 基準額はないです。

○委員長（武道 修司君） ないですよね。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 定めていません。

○委員長（武道 修司君） はい。その一覧でいくと、先ほどの床の張り替えは全て9万9,000円なんです。畳の撤去が5万2,800円、1枚当たり何ぼかで、何枚ということになるんだろうと思うんですけど、全部一緒なんですよ。ということは、基準額、決められた、例えば清掃であれば、この部屋の清掃は幾らという基準があって、かなり汚れが激しからろうと、汚れてながらうと、同じとういうふうになるのかなというふうに思うんですけど、数字を見ると全て一緒なもので、そういうような基準額を都市政策課で定められていたのかなというふうに思うんですけど、そういうような基準額が定められていたのかないのかを、再度お聞きします。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 都市政策課から、例えば清掃の業務で一部屋5万5,000円でやってくれとか、ここフローリングについては9万9,000円でやってくれというような基準額の設定はしていません。

以上でございます。

○委員長（武道 修司君） これは、全て業者のはうから来た金額ということでいいですか。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） そうですね。業者の中での基準額というのはあると思うので、それに合わせて、そこを確認してからしています。

○委員長（武道 修司君） 例えば業者が違った場合、金額が倍というか1.5倍ぐらいのものがったり、倍ぐらいのものがあたりするんです。ある業者のところは4万4,000円とか、もう一つのところは8万幾らとか、9万幾らかとかというふうな形になっているんですけど、同じ清掃であれば、その基準というところがどのような基準でしているのかなというのがちょっとあつたんで、金額はもうほぼ一緒なんですよ。業者が違えばその金額が違う。その業者の中で基準額を作っているということであれば、金額が変わってくれれば高い安いという、先ほど言った妥

当性の話ですよね。妥当性の話が、こっちの部屋をしたときは安くしてくれたのに、こっちは高かった、業者が違つてですね。

ただ、安い業者のはうに基本的に願いが多くなるというのであれば、我々も分かるんです。ところが高い業者のはうに件数が増えているというのがちょっと理解できないんで、なぜなんだろうかなというところでの質問です。だから、その妥当性も含めて、その基準額というものがないんであれば、なぜその高いほうに依頼をされるのかというのが分かれば教えてください。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 高い業者さんにはばかり町が発注していたというような私は認識は全くなくて、お部屋によって、例えば清掃業務であれば、町営住宅なので2LDKの部屋があったり、3DKの部屋があったりとか、お部屋の広さが全然違うというパターンと、あと、どうしても空室期間が長かったところについてはちょっと特殊な清掃が必要だったり、ちょっと手間がすごくかかるようなところがあったということはよくありました。

あと、お部屋の中の清掃とは、清掃をするときにプラス追加で、先ほどのベランダの清掃がちょっと、鳩のふん等ひどくて、ベランダの結構特殊な大がかりな清掃が必要というようなこともあったので、それはここの清掃の業務の中に含めてくださいということで、高くなつて見えているというようなケースもあるかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 今、その手元に伝票があるわけでもないし、今ちょっと私がお聞きしているのは、特に令和4年の話なんですね。令和4年の話でいくと、もう覚えてなければ覚えてないでも構いません。6月の13日にベランダ清掃で8万2,500円。これ、上城井の60の302というふうになっているので、ちょっとその場所が分かりませんけど。次に、同じ2日後に手数料ベランダ清掃で8万2,500円。まるっきり同じ金額で、片一方は302号室、片一方は402号室。その後に、その1週間後に今度ベランダの修理という402号室で多分ベランダの清掃をして、そのときにベランダが壊れていたというのが分かって、その後に修理をしたことなのかなというふうに、これの流れからいくと。だからここは分割発注。ベランダの近い日数もありますけど、清掃と修理というのは、分割発注にはならないのかなというふうには感じるんですけど。

3階と4階で2日後で、両方とも8万2,500円というところでベランダ清掃をされているということになれば、基準額があつてしているのかなと。

先ほど高所作業車の話ですかね、クレーン車とか高所作業車の話もちょっとされていましたけど、例えば階が上になれば高くなったとかいうなら分かるんですけどね。両方とも8万2,500円なんです。だから部屋の清掃、ベランダの清掃は幾らという金額が決まってやっていたのかなというふうにちょっと思ったもので、そういうふうなものはあったのかないのか。業者によっては

安い高いというのがあるんだろうと思うんです。そういう安い高いというところを考えなくて選んでいたのか、どうなのか教えてください。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 業者によっては、もちろん高い安いとか人件費の問題だったり、日当の問題等もあるので、金額が若干違うところはあるんですけど、もちろん、私たちも税金を使って発注をするので、できるだけ無理な交渉はもちろんできないんですけど、同じようなパターンでここは5万円でやってくれとるところとかもあるけ、これってもうちょっとこういうふうな形でできないですかみたいな、ちょっと値引きじゃないんですけど交渉というか、そういった話を業者さんとすることはもちろんありました。もちろん、税金を使ってさせていただくので。

基準額を設けて、今の8万幾らですかね、それで清掃をほかのところは4万、5万でしてもらうけど8万6,000円で、そこが基準やけんいいよとかっていうことは、そういったケースで、この業者は何円やけもうこれでオーケーとかっていうやり方はしてないです。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

最後に、先ほど金額言いましたけど9万9,000円、この9万9,000円が異常に多いんですよね。先ほど、その基準がない修理金額の妥当性というところでいくと、なぜいろんな工事があるんですけど、そういうようなものが全てそろって9万9,000円になるのかなという、我々がこれを、一覧表をみると、不思議な感じがするんですけど、その9万9,000円の多い理由か、何かありますか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 今、開示請求していただいて、一覧だけを支出負担行為の兼命令の一覧で見ると確かに9万9,000円がすごく並んで多いかなというふうに見えるかもしれないんですけど、私の個人的な認識としては、業者さんのサービスじゃないんですけど、値引き的なところが入っているというところがすごく大きいかなと思います。

実際、感覚として、これ10万円超えるくらいの金額になるのかなというところも実際、見積り、先にどのくらいかかりますかというところで見積りを聞くと、もうちょっとここは業者として頑張らせてもらって9万9,000円ぐらいで、できますよというようなケースもよくあつたので、そこは請求書とかには業者さんによっては何とかサービスとか値引きで書かれているところとかもあるんですけど、業者さんによっても、恐らく10万円超えると入札になるということは町内業者さんなので、御存じのところ、多分どこの市町村さんもそうだと思うんですけど、市内とか町内業者さんというのは10万円超えたたら契約になるとか、契約の基準額というのは御存じだと思うので、そこは頑張らせてもらって、この金額でという見積りを頂くというのが多かったかなと思うので、9万9,000円が多いのかなと思います。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。

ちょっと一つ質問で忘れていたのがあるので、もう一つだけ教えてください。

畳の処分費があります、手数料が。これ畳の処分費は基本的に産業廃棄物の処理費という形で払っているということですか。それとも清掃センターを持って行って、清掃センターで費用のかからないやり方でこの金額ができているというところですか。それによってこの金額の妥当性というのが全然変わってくるんですよね。

産業廃棄物の適正処理に持つていってということになると、かなりの金額になるだろうし、清掃センターで持つていって処理ができれば安く上がるというふうな形になると思うんですけど、これはもう清掃センターで持つていって処理をしていたのか、それとも他の畳専門の処理場かなんかで処理をされていたのかというのが、分かれば教えてください。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君）　どのような処理・処分の内容かというのが明確には覚えてはないんですけど、清掃センターに持つていいくのが恐らく民間の業者が、ぱっと清掃センターに産業廃棄物を持って行って、処理ができないんじゃなかつたのか、ちょっと認識が間違つていましたら申し訳ないんですが、できなかつたと思うので、通常の産業廃棄物の処理センターみたいなところに持つて行って処分をしていただいていたというふうに、私は認識しています。

○委員長（武道 修司君）　はい、ありがとうございます。

私のほうからは、以上で質問を終わります。

それでは、委員の皆さんのはうから何か質問があればお願いいいたします。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君）　お忙しい中、今日はありがとうございます。

僕たちは、百条委員会では過去、令和4年度、5年度、6年度の3年度分の資料の請求を主に、逆にそこしかやっていません。その中で宇多村証人が今日来ていただいて、分かる内容といえば、多分都市政策課におられたときが、多分1年しか引っかからないと思うんですけども、令和4年度の内容になると思います。

令和4年度でいえば、エス・ティ・産業さんとの契約が都市政策課の中で44件あります。そのうち宇多村さんが9件されていまして、そのうちの5件が、先ほど委員長が言っていた重複に関わる内容なんですね。その中の5件のうち、全てが一つをベースにすれば、一つは9万9,000円。資料の表だけを見ると、9万9,000円をベースに割っているんじゃないかなというふうな判断を、僕たちは表の中でしてしまったので、代表質問がああいうふうになったことになると思います。内容がちょっと違っていたので、そこはちょっと僕からは謝罪をしたいなとは思いますけれども。

大きく聞きたいことは、その場その場での契約なので、金額がなぜこういうふうに、要は今まで説明された方々は、清掃にも基本的な金額が決まっていて、エス・ティ・産業さんの清掃は特殊清掃であるので、通常の入居のときの清掃よりは高いと。だから金額が決まっているよというふうに、多分、前課長の椎野課長が言っていたと思うんですけども。

その認識と現場サイドの認識が今すごい違うなというのが、なぜそういうふうになるのかなということが疑問に思ったのが1点と、皆さん、表を見て「分割発注だったかもしれませんね」って言われたんですけど、宇多村さんは絶対分割発注じゃないというふうな返答されたので、今、証人喚問で呼ばれている以上、偽りはないと思いますけれども、逆に、44件中の9件しかないうちの5個が重複していて、先ほどの9万9,000円の業者さんが値引きしてくれているとかいうところがあるのであれば、この年の都市政策課の44件中の21件は9万9,000円なんですよ。ということは、半分以上おまけしてくれているという認識になると思うんですけども、そういうことが多分なかなか難しいんじゃないかなというのがもう一点と。

あと床の工事に関しては、工務店さん等の登録はないかも知れないですけれども、決まった一人親方の大工さんが専属でエス・ティ・産業さんの下請けをしてやっていることも僕は確認しているので、なぜその辺の現場を確認していれば、エス・ティ・産業の人がやっていないというのも、これだけやっていたら分かると思うので、なぜそういう正当なやり方をやっていくというか、宇多村さん自身はそういう金額が決まっていない中で、いろんなパターンがある中での見積りを毎回取っているというふうな、今説明をしていただきましたが、逆に今度数字を合わすと、過去に上るところ、さつき委員長が言われていましたけれども、清掃に至っては4万円、特殊清掃に至っては9万円くらいになるというのを、前回ある程度決め事をしていますというのを、前課長も言われていましたし、その前の前前課長も言われていましたので、なぜそこが、宇多村さんが知らないのかなというのを聞きたくなつたので、毎回、毎回取っているんですかね、見積りを。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） ありがとうございます。見積りは毎回取るようにはしています。実際見てもらって口頭で幾らぐらいかかりますかというような確認をするようにもしています。すみません、私と前課長の認識が違うところは、私の中では、町が4万4,000円での清掃をやってくれとか、この分は特殊やけ5万円とか10万円くらいになつてもいいよとか、そこの基準を町が設けていたわけではなくて、大体このくらいはかかるだろうねというような、課の中での、例えば一丁畳の住宅だったら、一部屋を清掃するのに4万円くらいはかかるよねというような、そこの認識というのはありました。

なので、そこの基準額というのを、町が決めているかという質問に対しては、そこは決めてないですというような答え方になつてしまつたので、そこは大変申し訳ございません。

2つ目の質問の、もう一つなんですかね。町内業者が偏っていないかというところであるんですけど、私が令和2、3、4年度、都市政策課にいたんですけど、町内の工務店さん、大工工事ができるところがなかなか少ないというところであったんですけど、新しくその中でもフローリングの張替えだけについても2件くらい増えていて、築城地区とかそれこそ吉久建設さんとか、椎

田の駅の裏にある f n e t 藤川さんという方なんんですけど、そこも、営業というような形で、うちもできるよということでお声掛けをいただいたので、こういった形でフローリングにしてくださいというようなお願いをすることもありましたので、業者は少しずつ、町として町内業者を育てるといったらあれですけど、していくというのも行政の一つの役割だと思っているので、最近は増えているかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 丁寧な説明ありがとうございます。

1点、今まで10万円以下の見積りってみんな取ってないと言っていたんですけど、宇多村さんは取っているという認識でいいですか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 見積書というような正式な分で事前に全て書いていただくというよりかは、事前に大体幾らぐらいかかるというような口頭で、電話とか、あと現地で実際一緒にやって見ていただいてというようなケースが多かったです。

○委員長（武道 修司君） いいですか。すいません。先ほどの質問で業者一覧がありました。提出していただきましたので、都市政策課の業者一覧がありました。

これで行くと、大工工事は、のぶづかホームさんとなっているんですよね。ほかの工事でアルテック・サンスイさんとか竹本技研さん、竹中建設さん、ドア・サッシ・鍵、イチヤさん、鍵の110番、畳関係、久保畳店、扇屋さん、伝法寺畳店、丸山商事となっているんですよ。

その中にエス・ティ・産業は入っていないんですよね。

○副委員長（宗 裕君） 全般というところ……。

○委員長（武道 修司君） 全般に入っています。作業全般で。でも、ほかのところに、そこに依頼をして、そこができなかつたから全般のところに行ったというのは分かるんですけどね。今のところどこも工事やってないですよ、ほとんど。

それと清掃片づけ、業者も言いましょう。吉村清掃、サニタリーワン、おそうじ本舗、行橋南店、清掃片づけなんです。作業全般で、シルバー人材センター、吉久建設、エス・ティ・産業、そこにエス・ティ・産業が出てくるんです。

でも、なぜそういうふうに専門のところに振り分けて、先ほど証人言わされましたよね、専門のところになるべく振り分けて、順番に皆さんに。でも実際のところは偏っていますよね。それもその専門のところじゃなくて。なぜそういうふうな選考になるのかというのを、ちょっと再度すみません、お願ひいたします。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 一覧にある業者さんについては、例えば、別の部署とかで重複して発注しているタイミングとかもあるので、全部そこが必ずしてもらっているというわけでは

ないです。

特殊な機械とか、先ほどのクレーン車みたいなユニックとかが必要という場合もあるので、エス・ティ・産業に発注するというケースもあれば、例えば清掃の関係、お部屋の片づけとかの関係で、お仏壇とかが残ったままになっているケースとかもあって、そういったのは、ちょっと私も詳しくないんですけど、お払いじゃないんですけど、ちゃんとして、必要な手続を取ってから、住宅空き家から出すというようなパターンとかもあるので、大きい片づけとかについては、エス・ティ・産業に発注するというケースもありました。

業者の一覧にある業者さん全てが、指名願いを出していて契約ができるというわけではないと思いますので、契約ができない業者さんも、その一覧には入っているかなと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） これ都市政策課から出してもらっている一覧なんですよ。そういうような業者があるよという一覧じゃなくて、「町営住宅管理に係る業者関係機関一覧表」となっている。だからできないところは、多分載っていないはずです。できないところを一覧表に書く必要性はないので。

ちょっと今説明が、再度お聞きしますけど、偏っていない、エス・ティ・産業が多くしていない。でもこの一覧表でいって、その専門のところ、決められた業者、ある程度専門の業者に行きましょう、専門業者に声をかけてみましょうというふうに専門業者で振り分けているにもかかわらず、専門業者じゃなくて、専門業者に全然行ってないというわけじゃないんですよ、専門業者にも行っているんです。

でもなぜそこでエス・ティ・産業さんが多いのかというのが、我々が分からぬんですよ。お仏壇があったら、エス・ティ・産業さんに決められたのは誰が決められたんですか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 誰が決めたとかというわけではないんですけど、以前、大分前、5年、10年くらい前の住宅の担当の方とかにもこういったのがお仏壇とかが残っていた場合ってどういうふうに対応していましたというのを確認をしたときに、通常の清掃業者だと手続があるのでできないというパターンもあるよということで、引継ぎというか、お話を聞いたので、エス・ティ・産業さんに相談をして、うちはこういった手続ができるよということだったので、依頼をしたというケースもあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私たちの委員会の調査項目からはちょっとずれるんですけどね。そもそも残置物は入居者の責任で片づけなきやいけないはずなんですが、残置物があった場合には、まず担当課として契約者に片づけてくれっていう、連帯保証人あるいは死亡されていたら遺産相続人の方もいるはずなんで、そういう努力をまず尽くしても、誰も片づける責任者がいない場

合に、そういう処置をしていたってことですか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 町営住宅で亡くなられた孤独死とか、亡くなられた、ホームとかで亡くなられた方で、相続人が誰もいないっていうケースはよくあります。

法定相続人の三親等までの調査、戸籍をかけて全てして、法定相続人の方が相続の放棄をされたりとか、死亡されていたとか離別されていたって、相続人が誰もいないっていうケースもあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そこの調査は適正に尽くされるっていうことですよね。相続放棄の書類を確認したりとか、そういうのをやった上でのごみ処理なんですよね。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 裁判所のほうに相続放棄真実受理通知書っていう証明書があるんですけど、この人がこの方、被相続人の方の相続を放棄しましたよっていうような、官報にも載るんですけど、そういったのを請求することができたりとか、相続放棄された、相続人だった方から。

○副委員長（宗 裕君） ちょっとそれるんで、それで結構なんですけど、連帯保証人のほうはそんなに簡単に連帯保証債務は放棄できないと思うんですけど、どのように調査がされているんですか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 連帯保証人の方についても、連絡をするようにはしているんですけど、町営住宅で連帯保証人の方がもう亡くなっているっていうケースとかもあって、そこに連絡ができないっていうこともあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 連帯保証債務も相続されるんです。ですから連帯保証人が亡くなっている場合も、相続関係者に全て照会しないと安易に債権放棄はできないと思うんですけど、その処置はなさっていましたか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 連帯保証人さんが亡くなられたときの、そこからの相続人の調査までは私はかけていませんでした。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ちょっとそれるんですけど、その辺も不適正だろうなと思ったので、この機会に発言させていただきました。

そしたらもう一つ法律面で確認させてもらいます。先ほどの畳の処分で、どこに持つて行くかって話になったんですが、産業廃棄物だとすると、役場がマニフェストを受領して確認しなきゃいけないんで、もう明らかに分かるはずなんんですけど、そんな話が出てこなかったんで。

それでいいのかどうかは知りませんけど、役場が自前のごみ処理場で処理していればそういうのはないかもしないけど、産業廃棄物であれば、発注者として必ずマニフェストは確認しないといけないんですけど、そういうマニフェストを見たことはありますか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 町営住宅の畳の撤去をしていただくときのマニフェストまでの確認は、私はしていません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、産業廃棄物法に違反していた処理をしていたか、自前のごみ処理場で処理したかのどっちかしかないとと思われる所以、これも今回の調査事項ではないんですけど、重要法令違反なんで、いずれ確認すべきだと思います。

次の質問させてもらいます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、お願いします。

○副委員長（宗 裕君） 何で9万9,000円が多いのか、10万円以下なのかという質問が続いたと思うんですけど、ちょっと私、逆の角度から質問させていただきます。

今回、問題になっている特定業者さんだけではなくて、町営住宅の修繕費だとかいうのを上位5者は出してくれという資料を出していただいているんです。その上位5者の受注金額と契約件数を割ると全部10万円以下なんです。ですから、町営住宅の修繕業務に関しては、そもそも9割以上ほとんどが10万円以下で発注されている。10万円以上の契約のほうが珍しくて数が少ないのであるというふうに想像しているんですけど、その辺の証人の認識はいかがですか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 町営住宅の簡易的な修繕とか、そういったことが多かったので、10万円以下になることが多いかなと私も思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 先ほど契約は、項目が違うから分けていたとおっしゃっていたんですね。ですから私が申し上げたのは、10節需用費、6節かな、施設修繕費で申し上げているんです。

入札等になる金額が高いやつは、14節の工事請負費のほうで処理されていて、それだと数百

万円とかいうのが年間数件あるんですけど、施設修繕費で処理している分はどう考えてもほとんどが10万円以下だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 施設修繕費で出している分は確かに10万円が大きいかなと思うんですけど、すみません。

○副委員長（宗 裕君） 全くそれ以上はないわけじゃないです。ほとんどが。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） そうです。多いかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私が言いたいのは、そもそも10万円以下になるように私もやっていると思うんですよね、修繕費に関しては。実は私個人的にアパート経営をやっているんで、民間ですけど、賃貸住宅の現状回復工事っていっぱいやっているんです。普通、空き家の現状回復工事を発注する場合は、民間ではまとめて発注するので、10万円以下になるほうがほとんどないんです。

それで、次の質間に移ります。お金の予算の出どころが違うから契約を分けているっていう説明だったんですけど、私もその辺の知識がうろ覚えなんですね、出どころが別でも一緒にして契約して、たしかよかったです。予算の出どころが違っていたら契約を分けなければいけないっていう財務規則では、たしかなかったと思うんですが、証人はまだお若いし、証人の証言は私正直に答えてくれていると思っているんですけど、逆にいふと、役場でこの仕事を始めてからは、そういうルールなんだっていうふうに教えられていて、予算の出どころが違う場合は、まとめて発注することはできないっていうふうに教えられているってことですよね。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） そういうふうに教えられていると言ったらあれですけど、財務の研修とかはあるんですけど、実務としてはそういうふうな形で、項目が違えば分けて発注するっていうケースもよくあったので、誰に教えられているっていうか、あれなんですけど、そういうふうな処理はしていました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私もちょっとそこ詳しくないんで、自信はないんだけど、たしかほかの契約書の書類で複数のどこから出ているのを見たような記憶もあるし、そもそも財務規則表に、その予算項目が違ったら分けなきやいけないとか、一緒にしたらいけないとかいう条項も、財務規則は全部目を通したことありますけど、ないから、できるんじゃないかなと思っているんですよ。

ただ、証人はそういうことができる可能性を一切考えずに発注しているみたいなんで、誰かか

ら、研修とか上司から、先輩から、前任者から、明確に教えられてはないかもしれませんけど、現実にはそういう仕事の仕方を周りを見て覚えているってことですよね。

ですから、そういうまとめて発注する契約のやり方がある、そういうやり方でやると税金が効率的に使えるかもしれないっていうのは、一度も考えたことがないってことですよね。一応お答えください。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） そうですね、何十万円になる工事については、通常どおり契約をして工事をするっていうことがあったので、修繕費については、10万円以下で請求書で支払いするっていうような流れというか、そういうふうな事務処理はずっとしていました。

○委員長（武道 修司君） 先ほど言ったように、部屋が分かれていればとか、科目が違えばというふうに、それが分割発注になるというふうな認識はなかったということですね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ですから、例えばそれまとめていいなら、確かに役場の事務手続は2者以上の見積りとか、場合によっては入札とか、事務手続は煩雑になるんですけど、まとめたほうが安くなる可能性がある場合は、それも検討すべきだと思うんですけど。今の証言聞いておくと、修繕費に関しては業者と交渉したり、分割すればほとんど10万円以下になるから、そんなことは考えてもなかつたという証言が聞こえるんですよね。

また、前任者も含めて、そういう処理をしたことを見たこともないというふうに聞こえるんで、多分、そういうことは一度も考えたことがないんだろうなと思って、私は証言を聞いていたんですけど、少しでも税金を効率的に使おう、安くしようと知恵を絞るんだったら、そういうことを考えてもいいのに、なんで考えないんだろうなと思いながら聞いていて、多分、そういうやり方を見たこともなければ、教えられたこともないから、前例踏襲で、ほぼ10万円以下の発注をしていたと思ったんですけど、もしもそういうことが可能であれば、今後は検討してみる気はありますか。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 私は、今は休職中なので、役場に戻ってそういった実務をするときは、そういったことも考えたいと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。ちょっと、私もそこの財務規則は詳しくないんで、私の知識が間違っていたらごめんなさい。  
あとですね、具体的（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） ちょっとすみません。宇多村証人、ちょっと時間が1時間ほどになりましたけど、もしよろしかったら、トイレ休憩とかしなくともよろしいですか。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 私は大丈夫なんですけど（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） 私が1個だけ聞いてやめましょう。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 何便も繰り返しになって申し訳ないんですけど、同じ部屋あるいは部屋番号から見て上下としか思えない部屋のベランダに關係して、清掃とネット修繕とか防火壁修繕とかがばらばらに出ているのは、私たちはどうしても納得がいかないんですけど、それは部屋が違う。それと手数料と修繕費でお金の出所が違うから、もう分けたってことで、今まで前任者も含めてそうやっていたから分けたってことで、それ以上でもそれ以下でもないってことですよね。まとめてやれば安くなったんじゃないかと私も思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 最後に、確かに伝票を見たときに、今の一覧とか見たときに、同じような内容なんで、まとめてすれば安くなるんじゃないのっていう御意見も確かに私もそのとおりだと思いますし、ただ、実際に実務をする中で、例えば4階のお部屋をした後に、3階もひどい状態だったので、ここもっていう形だったので、それだったらお部屋も違うので別々でくださいということをさせていただいていたので、今お話を聞く中では、確かにまとめて契約として、ここの建物のこと、ここのお部屋で幾らという形で入札をしてやったほうが安くなるパターンもあるのかなというのは、確かに私も思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の説明は部屋が違う場合なんですよ。たしか402号室だったかな、402号室でベランダ清掃とネット張り替えっていうか、同じベランダの現状を見に行つたときに、ここ清掃と同時にネットの張り替えが必要だなっていうのは、10日ぐらいしか離れていなかったと思うから、判断つくと思うから、それは手数料と修繕費でお金の出所が違うから分けたってことですよね。これ、確認ですが。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 私は、それは別なので分けたっていうのと、そこの402号室のお部屋の状況でどういった形で発注したかまで詳しくは覚えてないんですけど、清掃業務だけ取りあえずまずはしてですか、ちょっとどっちが先かは覚えてないんですけど、ネット修繕で見に行って、その後に入つてもらったら清掃も必要だったっていうパターンだったのか、清掃業務を発注してネットも壊れとつて、このままやつたら同じような状況になるけ、修繕もしたほうがいいよっていうのを、入つてもらった後に、追加でいただいたパターンだったと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 最後に発言だけさせてください。今のお話を聞くと、そもそもできるだけまとめて発注しようっていう意思が全く、申し訳ないけどないですよね。見に行ったつい

でに、その部屋とベランダならベランダ、その部屋もいろいろ点検して、どういう補修が必要なのかって、まず全体を目で見て、どう発注しようかっていう視点が全くないなと思って。

先ほど私も自分が同じ仕事をやっているって言いましたけど、現場に2度3度行ったり、業者さんを2度3度見積り呼ぶのは非効率的で高くなっちゃうんで、できるだけ1回で済ませようと、まず自分が徹底的に見て、全部リストアップして、できるだけこれ全部一括発注するようにしているんですよ。そういう視点工夫はないのは残念だなと思うので、今後はそういう視点で仕事をしていただければと思います。

○委員長（武道 修司君） すいません。ここで一旦休憩いたします。休憩を5分ぐらいで、11時20分から再開いたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時20分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

宇多村証人、時間がかなりオーバーして、もう少しかかるかと思いますけど、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでちょっと今いろんな質問の中で、すごく気になるところがありまして、お仏壇とかそういうのは清掃するときは、ほかの業者ではできなくて、エス・ティ・産業さんしかできないという感じでちょっと聞こえたんですけど、ほかの業者はできないですか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 全ての業者さんに、こういうのができますかって聞いたわけではないので、確実な答えではないかもしれませんけど、1者、聞いたところ、「うちはそういったところはできないよって」いうようなところもありましたので、お仏壇とかなのでちょっと特殊な手続が必要かなと思って、エス・ティ・産業にその後相談したところ、うちはできるよっていう話だったので、発注をしたというような形です。

○委員長（武道 修司君） この一覧表にある吉村清掃とか、サニタリーワン、おそうじ本舗というのはできない。作業全般のところでいくと、シルバー人材センターとか吉久建設はできないというふうな認識と、あと畳の処理に関しては、エス・ティ・産業さんは畳の処理はできるけど、久保畳店さんとか、畳ふすま関係のところの業者は畳の処理ができないという認識ということでいいんですか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 畳のところとかでいうと、畳屋さんなので恐らく処分はできるかなと思うんですけど、手続として、いろんな業者さんに住宅に入っていただくっていうのが畳の処分と、そこを業者さんをというのが、今回フローリングにするっていうところもあるので、まずは、いろんなところの大工さんにも頼むっていうケースはありました。畳の処分は、たしか

畳屋さんに頼むこともあったかなとは思います。

○委員長（武道 修司君） 床の工事をするところが畳の処分をするというふうになっているんですね、一覧表から見たら。今渡しているその一覧表は、全てエス・ティ・産業さんがした資料なんです。ほかの業者は入ってないんです、それ。エス・ティ・産業さんだけなんです。

フローリングをして畳の撤去、先ほど畳の撤去が先に処分をして、それからフローリングするから別なんだという話もされていたんですけどね。それからいくと、違う業者が入るというか、別の業者であろうと関係ないんですよね。畳の処分が先なんですから、その説明でいくと。この書類上は逆ですよ。書類上は逆で、後から畳の撤去になっている。

我々はどちらかというと、一緒に作業をして、畳の撤去をして、フローリングに張り替えて、畳の撤去も一緒に処分をしたから、そういうふうな処理になっているのかなと思っている。畳の撤去だけを先にやって、それからしばらくしてフローリングをやったというふうには、どう考えても思えない。同じ業者であればなおさらそういうふうに思えないというところなんで。だから、我々が聞きたいのは、なぜエス・ティ・産業さんにそういうふうに頼まれているのかというのがすごく分からぬんですよ。

だから、ほかのところもあるんですよ。電線の撤去をするのに電気屋さんに頼まなくてエス・ティ・産業さんに頼むとか、水道の工事をするのに水道屋さんに頼まないでエス・ティ・産業さんに頼むとか、ここであれば畳の撤去をするのに、なんで畳の撤去をエス・ティ・産業さんにするのか、床の工事をフローリングをするのに大工さんとかそういうのは工務店さんに頼まなくて、なぜエス・ティ・産業さんに頼むのかというのが、我々は分からぬんで、その理由が知りたいということで今聞いている。なぜエス・ティ・産業さんなのかが分かれば教えてください。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） なぜエス・ティ・産業さんのかっていう理由を答えてくださいということなんんですけど。一番は早急に対応してくれたりとか、現場をよく知っているというところが一番大きいかなというのは私の中ではあります。

○委員長（武道 修司君） それは何というか、自分が仕事の経験でそういうふうになったのか、それとも誰かから言われたのかという。最初から分からぬんすよ、エス・ティ・産業さんが仕事が早いとか。宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 現場によっては、私、最初は前任者からこういった工事だったとか、一覧を見ながら事務手続をするということが一番あるんですけど、現場によってはなんんですけど、例えば安武のほうの業者さんなので、安武のほうの住宅とかであれば、たまに入居の方とかが直接業者さんに連絡するというパターンとかもありました。

その後、業者さんから役場のほうに連絡をいただいて、こういうふうな連絡をうちにもらつた

から、入居者の方には、分かるけどまずはちゃんと役場に連絡してねというような説明をしてくれているパターンとかもあって、そこで私たちも現場を見に行ったときに、実際に一緒に見てもらって、こういうふうな修繕、来るまでの間に例えば、外壁のところとかやつたら、見たけ、こういった修繕が必要そうだねというのを見ていただいているというケースとかもあったので、一度持ち帰って、課の中で精査をして、じゃあそのままエス・ティ・産業に発注をしようかというようなケースもありました。

○委員長（武道 修司君） だから結局、そこでそのエス・ティ・産業さんに頼んだから、ほかのところも全部エス・ティ・産業さんに頼もうというふうになつていったということですか。ほかの建物もそういうふうになつていったということですかね。畳の撤去とかは畳屋さんに頼まないでエス・ティ・産業さんとかですね。

だからドアノブの交換はエス・ティ・産業さんというか、1か所してもらったから次からは全部エス・ティ・産業さんというふうになつてているような感じがするんで。何件も多いじゃないですか。だけどなぜそれがエス・ティ・産業さんが多いのかが私は分からぬので教えていただきたいということでの質問なんですけどね。（発言する者あり）分からぬですね。分からぬのはもう分からぬでいいですよ。なぜそうなったかというのが分からぬのではもう分からぬで。分からぬということで。ほかに質問で。池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 関連する質問なんですけど、今の理由なんですけど、第8回の調査特別委員会で証人として来られた、今から10年ほど前に都市政策課の課長をしておられた竹本さんという方が、先ほどおっしゃっていた「採用できるケースが多いところに偏ることがあった」と。それを偏っていると言われれば、それは偏っていたという答弁があったんです。

宇多村さんが先ほどおっしゃっていたことと一致していると思うんですけど、偏っている理由というのは第8回でいらっしゃった竹本証人と同じ理由でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 一覧を私も見ると確かに偏っているなというふうに、今は見えるかなと思います。ただ、当時、事務処理をする中で、業務をする中で、なかなか緊急的な対応ができたりとか、現場をすごく詳しいという方、業者さんが少ない方とか、町が知らなかつたというところが本当に大きいかなと思うので、その対策というか、逆にそういった業者さんから「ほかにできる業者さんとかあつたりするかね」というようなことを聞いて、先ほどお答えさせていただいた新しい業者さんに入つていただいたりということもあったので、一覧を見ると確かに偏っているなというふうには感じます。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 竹本証人と同じような認識だということでお聞きしましたけど、

それでよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人、答えられますか。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） すみません、ちょっと個人名を出していいか分からないんですけど、私も傍聴で当時来ていたわけでもないですし、竹本課長とは同じときに仕事をしていたわけではないので、そのときの同じ認識かどうか、ですかって言われても、ちょっと私はそうですとは答えられないです。分かりません。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 今、竹本証人の答弁をお話して聞いたんですけど、この話長く続けたら時間がなくなりますので、ちょっと私の質問の仕方が悪かったかもしれませんけど、ずっと聞いていて、大体竹本証人と宇多村証人と同じことをおっしゃっているなと思いましたので、お聞きしました。

それからもう一点ですね。先ほど相続関係者の調査のお話があったと思うんですが、今、町民の方が、町営住宅に早急に入りたいということで困ってらっしゃって、それで今、都市政策課にお願いして、その方は、天涯孤独の方で連帯保証人が86歳の義兄しかいないんですね。その義兄の方は86歳ですから、もうすぐ亡くなる、もうすぐって言ったら変だけど、あと何年かしたら亡くなる可能性が高いと思うんですけど、役場は今言ったような相続関係者の調査に入らなければいけないということとかがあるので、ちょっと困りますと言ってもいいんだけど、そう言わないので大丈夫ですよっておっしゃってくれていましたね。

やっぱりちゃんとしようと思ったら、そういう方は困るなって思うのが人情だと思うんですけど、やっぱりそういう町民のことを、ちょっとそこのところどういう対応しているのか。

○委員長（武道 修司君） すいません、これは随意契約の関係なんで。

○委員（14番 池亀 豊君） いやいや、調査なんですよ。随意契約の調査をね、さっき質問していたでしょう。調査を。そのことを言いよるんですよ。

○委員長（武道 修司君） 逸脱していたんですよ。

○委員（14番 池亀 豊君） そのときに駄目だって言うやつたら分かるけど、その関係で質問しているんだからね。

○委員長（武道 修司君） 答えられる、宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 委員長おっしゃられるとおり、確かに随意契約の、契約の関係と、通常の日頃の対応っていうところの話が確かに別かなと思いますので、今回1回だけお答えしますけど、ちょっと次は、私は答えられないので。御高齢の方で入居したいっていうような相談があったとき、途中から、法定相続人の方の連絡先、連帯保証人さんとは別に、相続人の方の連絡先とか御住所とかを頂くような形で対応させてもらっていました。どうしても行政なので、

人情だけでは対応できないところはあるので、そのためのルールを決めているので、そういった形で御対応させていただいています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ほかに。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 都市政策課の証人説明員は初めて前回自分が出席していないんですね、それで今日はもう別に宇多村君が係だから、質問する思いは正直なかったけど、皆さんの質問の中で、宇多村君がちょっとと言っていることに関してちょっと疑問が出たので、質問をちょっとさせてもらいます。

その中で、都政政策課は何人職員がいるんですかね。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 全部で6人いて、課長・係長あと係が3人、それと会計年度任用職員が1人で6人で対応しています。ただ、都市政策課の中に町営住宅の住宅管理係と都市計画係がありますので、ちょっと係が別っていうのは。

○委員（4番 田原 宗憲君） 住宅係は。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 住宅係は、課長・係長、係長は都市政策係と兼任で、係3人のうち私も都市政策係兼住宅管理係でしたので。

○委員長（武道 修司君） 混ざつちょうつちゅうことよね。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 一応宇多村君の起案のものを見たら、築城地区が多いよね。築城の起案が多いのかなって資料的に、ほかにももしかしたらあるのかも分からんやけど。その中で、この資料だけを見れば築城の方のベランダの修繕とか修理とか、ベランダに関しては8万2,500円、そして床に関しては9万9,000円、畳の処分に関しては5万2,800円、築城のほうは多分このエス・ティ・産業さんが決めているのか分からんけど、これがもし職員が6人しかいないうちの、課長はほとんど机に座っているだけでしょうから、だからその中で、この住宅の修繕に関わる職員が限られていると思うんよ。例えば起案があるのが大津君とか宇多村君とかあるんやけど、その中で共有をしているはずなんよ。

先ほど言った中で、一覧があるというふうに言って宇多村君は令和2年、3年、4年に多分在籍していたと思うよね。そのときはエス・ティ・産業さんは指名登録業者じゃない、分かる。入札とかに参加する業者じゃないんですよ。でも、宇多村君の説明では一覧表に名前があったと言うんですよ。この一覧表に名前を誰が書き込んでいるのかを答えてもらえますか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 一覧表は私が令和2年度都市政策課に来たときからエス・ティ・産業さんは入っていたと思います。それからお店をたたんだ業者さんだったり、うちもこう

いったのができるよというところがあれば追加する、更新をするという形だったので、ちょっと確実ではないんですけど、たしかずっと入っていたというような認識だった。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 宇多村君がいる以前からエス・ティさんが仕事をしていた。その中で何点があるんですが、宇多村君の起案のことに関して聞きますね。

資料を多分、今もらっているよね。令和4年の6月13日に、手数料ベランダ清掃ってあるよね、この分が3年ぐらい前のことなんですが、記憶は多少覚えているですよね、自分は今ちょっと想像で言いますので、初めに今302号室です。6月13日にベランダの清掃をしています。

15日に402号室をしているね。この6月27日に、「修繕ベランダ」って書いてある7万7,000円、これは何の修繕をしたか覚えてますか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 令和4年6月27日、ベランダ修繕、ちょっと何をしたって具体的に、すみません、この支払い一覧だけでは記憶があれなんで覚えていないんですが、恐らくベランダの防火壁。

○委員（4番 田原 宗憲君） あれじゃないん、上の点検口とかじゃないん。写真とかある。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 写真は修繕していただいた後に、頂くようにしています。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） これはほかの委員さんから聞いた中で、前の課長さん、後に傍聴に来ているけど、前の課長さんたちは、分割発注と言われば、分割発注ですねって言うんだけど、宇多村君は分割発注って認めないんよね、認めないんよ。その中で、この302号室、先ほども302とか号数をごみの処分、畳の処分か何か分からないけど、その中で例えば302号室を見に行ったら、ほかの部屋も見ましょうかっていうふうに発言したんよね。

例えば築城の住宅のものを業者を呼びに行ったときに、ついでにここも見ましょうかという発言したんよ。その中で、例えば302号室を見に行く、305号室にしようか、305号室を見に行く。そうしたときに業者のほうから、ほかにこのような物件はないかというふうに相談されたことはない。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 業者さんのほうから、ちょっとそこまでもちゃんと覚えていないんですけど、工事前302とかが悪くて305とかほかのところとかも見せてくださいとかっていうケースもあるんですけど、（発言する者あり）こっちもあるから一緒にするよみたいなことですか。（発言する者あり）それはあんまりないですね。302を見てもらって修繕とか清掃をお願いしますっていうときに、例えば、それこそベランダとかであればつながっているので、

業者さんのほうから、清掃に入ったときに下のほうから見たらこっちも空き家みたいだけど、こっちも清掃したほうがいいんじゃないかなっていうような連絡を、入った後に頂くとかということもありました。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） それを聞いているんよ、それを。業者の方から、ここはどうのこのとか、それを例えればこっちが指示するんじゃなくて、業者の方から、あそこもしたらいいんじゃないかなとか、先ほど気になったサービスという言葉を、多分、宇多村君言ったと思うんですが、サービスをしてもらったという宇多村君が頭の中にあったときに、次の物件が例えば5万円とする。ただあのときにサービスしてくれたから9万9,000円までやつたら請求書だけで支払いができるのでという認識はなかったんですか。サービスという言葉があるということは、何らかのサービスという言葉がちょっと俺気になったよね。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 値引きとかサービスという言い方が正しい言い方ではもちろん、かと言わいたらそうなんんですけど、私の中では、この内容だったら同じ、前回9万9,000円でやってくれたのでとか、このぐらいの金額だったので、次もあったときは同じ金額ぐらいができるのかなというような感覚はもちろんありました。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） ちょっとよく分からぬけども、別に宇多村君に聞いてもしょうがないかなと思うんやけど。

それと、業者が例えば宇多村君の頭の中に、その当時、例えば畳の処分に関して何者ぐらい頭思い浮かんだかだけ、ちょっと先に答えてもらえますか。エス・ティ・産業さんだけじゃないと思うんやけど。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 畳の処分だけで言えば、恐らく三、四者ぐらいはあるんじゃないかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） これを頼む前に、業者に一言いわなきやいけないことがあるよね、二言ぐらいかな。安くしてくださいよ、畳の処分に関しては、先ほど宗さんが言ったように産業廃棄物になる。そういう指示も多分してないよね。そこだけはっきりしとってよ。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） （聴取不能）。

○委員（4番 田原 宗憲君） マニフェストとかそういう畳の処分に関してはマニフェストを見てないということは、もしかしたら不法投棄しているか家に持つて帰つて畳をしているか、だか

ら作り事はいいよ。だから皆さんの質問を聞きよったら何かあやふやなところがあるから、俺質問しようだけであって、はつきり言うだけで、畳の処分に関してはマニフェストを見てないでしょ。見てないということね。見てないということは、指示もしてないってことやろう、どこどこに持つていけとか、しないんやろう。どこに行ったんですか。

ただ、先ほど言ったように3者、4者の業者の中に、エス・ティさんの特権があるんよ、特権清掃センターの業務管理をしているんよ。持つていこうと思ったら持つていけるんよ、エス・ティさんは、勝手に。

けど、ほかの4者ぐらい（聴取不能）の中の3者の業者は、持つていける知恵がない、自分で処分せないけん、この3者は思っているんよ。だから例えばもし見積りは2者でしたものが2つあったとする。あっても結果的にエス・ティさんには勝たないよね。処分のお金がかかるから1万円に対して5,000円とかかかるよ、産業廃棄物で持つていったらね。

○委員長（武道 修司君） 田原委員、そこは確定していないんで、もう産業廃棄物で清掃センターには持つていってないだろうという前提で、産業廃棄物処理をちゃんとやっているということでしてることでやったということやったから、産業廃棄物処理でやっているという清掃センターには持つていってないと思いますということだったんですよね。（発言する者あり）そこはエス・ティ・産業がどこに持つていって処分したかというのは確定できないんで。

○委員（4番 田原 宗憲君） ちょっと質問はもう止めます。ちょっと時間もう少しください。恐らく6人の職員の中で、住宅の係が何人か若い方が多分対応しているんだと思います。その中で宇多村君の件じゃないんですけど、2、3、4しかいなかつた。ただ、多分自分今思ったのは5年6年なので、この302号室と402号室、ベランダを2日違いで多分ベランダ清掃しているんやけど、どういう意味、支払いは。

○副委員長（宗 裕君） だから多分請求書が上がってきたんよ。

○委員長（武道 修司君） 1か月も2か月も離れてはないと思います。

○委員（4番 田原 宗憲君） 上と下、上と下で下の302号室をベランダ清掃して402室の上をベランダ清掃しているんよ。ベランダ修繕は4階なんよ。だからこのベランダ修繕が点検口かなんか、先ほど言ったようにベランダ見たら、上の階も清掃したほうがいいよとかいうようなことを言ったからね。

○副委員長（宗 裕君） 田原さん、支出命令書を見たらね、ベランダ防火用仕切り板と書いてある。宇多村さんの記憶正しい。火事のときにぶち破るやつ。

○委員（4番 田原 宗憲君） 縦じゃないんですか、縦の点検口というか、横。

○副委員長（宗 裕君） 縦の避難のときにぶち破るやつ。

○委員（4番 田原 宗憲君） たまたまこの2日後に402を清掃したこと。それと清掃

に関しても、ベランダってそんなに汚れるようなベランダというのは、多分ないと思うんよ、町営住宅に関して。だから、どの程度の分で例えば金額の開きは多分あってもいいと思うよ、例えば7万7,000円の消費税の8万2,500円じゃなくても、5万円のときがあつてもいいし、サニクリーンやつたかな（「サニタリーワン」と呼ぶ者あり）サニタリーワン、前の課長の前の課長が課長のときは4万4,000円というふうに決めていたっていうんよ、清掃。けど前の課長がやめたら、課長が代わったら8万2,500円になったということだと思うよ。前決めていたと言うんやけん。だからそういう例えば5万とか4万のとこがあつてもいいのに、なぜか8万2,500円。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 逆質問になって申し訳ないんですけど、サニタリーワンが4万4,000円やつたのが、課長が代わったら8万2,500円になったってことですか。

○委員長（武道 修司君） サニタリーワンさんはまだ4万4,000円でしょう、今現時点です。  
(発言する者あり) いやいや、部屋の。

○副委員長（宗 裕君） サニタリーワンさんのその金額は部屋の清掃よ。逆にベランダだけで9万9,000円、どんな状況だったんです。

○委員長（武道 修司君） すみません、質問はちょっと。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 長時間になるんでなるべく短めに質問したいと思うんですけども、この9万9,000円が宇多村証人が、1、2、3、4個ぐらいあるんですが、内容が違うんですね。ネット、ベランダネット、それから雨漏り、それと床、これ見たら台所の修繕ってなっているんですよね。

先ほど業者さんのはうから口頭の金額交渉で、10万円以下になつたら課長決裁できるからってことの金額合わせみたいな話があったんですけど、これって3つ違うのに9万9,000円って金額は、実際に現場を見て妥当な金額だと思いましたか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 実際、現場によってもちろん違うところはあるんですけど、すみません、私ももちろん素人なので結構40万円の、令和5年2月20日に支払いをしている安武、ちょっとハッシュタグみたいのが入っているんですけど、C53の1って、これC53の1っていうのが建った年度なんですけど、昭和53年建ちの建物で大分古いところとかも町営住宅なのであるので、どのぐらいこれに修繕がかかるかっていうのは、正直、ぱっと金額は分からんんですけど、多分、本当だったらもっとかかるのかなとは思ったところは、実際現場を見て思いました。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 実際に現場でかかるんだろうっていうのを安くしてもらったっていうのは金額交渉したんで、そこはいいと思うんですけど、床もネットも、もう一つ雨漏りも構成が違うのに9万9,000円ってことは、実際に本当にこれだけかからないのに9万9,000円にしとけば課長決裁できるからなっていうことの、業者さんのそういう思惑もあったんじゃないかなと思うんです。

ということは、しっかり現場を見て、いや、これは9万9,000円ではできないよって今言われた工事は、9万9,000円にする必要もないじゃないですか。業者さんも15万円なら15万円でいいわけですよ。逆に雨漏りが、いやいやこれ程度やつたらかかるんだろう、それとネットもそうだと思うんですね。ですからそこはしっかりと現場のほうで確認をしてやっていたのかなっていうことの質問です。適当だったのか、適正だったのかってことですよね。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） もちろん私が9万9,000円でやってとかっていうのを、業者さんに言ったわけでもないですし、もしかしたら業者さんがどういうふうに考えられていたかっていうのは、私も分からないですけど、基本的には超える分については契約しないといけないところは契約をもちろんしていました。

多分、令和2、3、4年度、恐らくなんんですけど、私の名前で契約している案件は多分、多く上がっているんじゃないのかなと思います。20万、30万とかの契約工事っていうのは見ていくだくと大分多く上がっているのではないかと思うので、そこは通常どおりの処理というか契約はしていました。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） はい、分かりました。確認もして妥当な金額だろうと、業者さんからも値引きというような形でしてもらった経緯はあったんだろうということなんですが、全体的に都市政策課に限らず、全体的にこの9万9,000円が多いというのは、先ほど委員長のほうからもあったと思うんですね。

ですからそこが何ていうんでしょうね、業者さんが全て9万9,000円にすれば課長決裁で通るからという、妙な線引きがあったんじゃないかなというところなんですよ。実際はもっとかかったかもしれない、それを9万9,000円に値引きしてくれたかもしれないけど、逆もあるんじゃないかなというような感じはあるわけですよ。項目によって別なのに9万9,000円になるわけがないとは思うんですよね。

その辺りは、事務的な手続を先ほど来、宇多村証人は本当に真面目にやっていたと思うんですが、皆さんから指摘されて、ああなるほどなっていうようなところはあったと思うんですね。ですから、役場全体の事務業務が、前回、新川町長が説明員というか、申し入れで来たんですかね、

申し入れてきたときにも言ったんですよ。役場の職員一生懸命していても事務手続上に間違いがあったり、それに気づかなかつたことをずっとやっていたからこういうことになったんでしょうということを、指摘させていただきました。

最後にですけど、このエス・ティ・産業さんというのは、宇多村証人が都市政策課のときに付き合っていて、どういう存在というか、どういう業者さんというイメージがありますか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） どういう業者、本当に素直な気持ちで答えると、結構頼りになると書いたらあれですけど、頼りになる業者さんではあります、いろんな講習だったり、いろんな工事・修繕・清掃ができる業者さんだったので、どこもできなくて困ったらエス・ティ・産業ぐらいな感覚はありました。ただ、だからといってそこばっかりにならないように、自分の中では気を付けていたつもりです。

町民の方からも多分、顔が広い方だったと思うので、知られているので、住宅の入居者の方でも雨漏れとか、そういう相談があったときに「エス・ティ・産業に頼んでほしいんやけど」みたいなことを言われることもあったので、「ごめんなさい、そこはね」というような説明をすることがありました。そういう印象の業者さんです。

○委員長（武道 修司君） ほかに。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 再度、僕聞いていた途中だったのもあったんで。指名願いのことちょっと言われていたんですけども、選定業者の中の業者の中に入っている人は、大体指名願いの中から選んでますみたいな感じで言われていたんですかね。（発言する者あり）そういう意味であったんですね。それなら多分すいません、僕の聞き違いなんで大丈夫です。もういいです。

○委員長（武道 修司君） いいですか。

○委員（13番 吉元 健人君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、申し訳ない、ちょっと1点だけ。

○委員長（武道 修司君） 時間が、もうちょっとで12時なので手短にお願いいたします。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 宇多村さん記憶が鮮明なんで、せっかくの機会なんで教えてください。

令和4年6月13日、令和4年6月15日に上築城60の302、上築城60の402のベランダ清掃が手数料から、それぞれ、これ9万9,000円じゃなかったですね、8万2,500円で発注されているんですよ。私やっぱりどうしてもベランダだけで8万2,000円っていうのは、よほどじゃないと高額だなと思っているんで、どんな清掃内容、どんな状況だったのか教えていただけますか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） こここの部屋がたしか3年ほど前なのであれなんんですけど、たしか空室、空き家になっていたと思うんですけど、大分その鳩のふんとかも、鳩もずっと巣を作っていて結構ひどい状態だったと思います。支出命令の支払いのところには、手数料ベランダ清掃つて書いてあるんですけど、実際は階段の踊り場の部分もまとめてやってもらったりとか、ちょっとみ出してそこの部分とか、といのところとかも一緒にきれいにしてもらったんですけど、清掃業務のほとんどが402号、ほとんどが403号っていうところだったので、こういった形の金額になっているのかなと思います。

○委員長（武道 修司君） いいですか。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと分からなくなっちゃったんだけど、302、402ってほぼ同じ日付に両方出ていて、部屋以外もやってもらったということで、しかもどっちも金額がぴったり一緒だから、多分その2つのベランダがほぼ同じような状況で、同じような発注内容だったんだろうって想像したら、ちょっと話が違ってきていてベランダだけではないと。そうすると両方ともベランダだけじゃないのを同じように発注したから同じような金額になっているんですか。いや、金額が一緒だから、その2つのベランダの状況がほぼ一緒だったんだろうと思ったんですよ。

そしたら、今ベランダだけではないと、ベランダって適用欄には書いてあるけど、ベランダ以外も踊り場っておっしゃいましたかね、雨どいとおっしゃいましたかね、ほかもやってもらったって、今、明確におっしゃったんで、これはベランダだけではないんですね。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） すいません、ちょっと言い方がややこしかったかもしれません。

○委員（4番 田原 宗憲君） （聴取不能）正直答えてください。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） ここにはベランダって書くんんですけど、踊り場の手すりの部分とかそういったところも同じように状況が悪かったので、そこもしてもらったっていうことです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それは、見積書はないみたいな説明だったんですけど、請求書には書かれているんですか。（発言する者あり） そうすると、大変申し訳ないんだけど、どっちも8万2,500円んですよ、何か8万2,500円って金額が先に決まっていて、この金額でできるところやってくれみたいな発注の仕方に聞こえるんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） （聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） いや、8万2,500円で発注してから、ベランダ以外にもここをやつてくれみたいな感じだったんですか。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 金額が先に決まっていて、この金額でやつてくれとかというような指示はしていません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと質問が悪かった。見積りをもらってやつてくれっていうときに8万2,500円って決まっているんですね。取りあえずなんとなくやつてくれって言って、請求書が上がってくるまで金額が分からぬわけではないですね。だから現場で立ち会つて、この範囲を清掃してくれって依頼したときに、金額が決まると思うんですよ。完了したら請求書が上がってくると思うんですよ。

ベランダだけだったら、ベランダだけで同じようなベランダの状況の清掃を頼んだんだったら8万2,500円と同じ金額が上がってくることは理解できるんだけど、ベランダ以外のプラスアルファっていうのが、部屋番号も違うし踊り場だとか雨どいみたいな言い方していたから、全く同じ内容とはちょっと想像がしがたいんで。そうすると、内容が違うのに同じ金額でやつているっていうのは、契約内容とか金額を精査していない可能性が出てきたなと思って、申し訳ないけどしつこく聞いているんです。

○委員長（武道 修司君） 宇多村証人。

○前都市政策課（宇多村宏喜君） 全くそこの金額を精査していないんじゃないのかって言われたら、そうだったかもしれません。

○副委員長（宗 裕君） そういうことですね、ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 大変時間が長くなつて申し訳ございません。もう12時になつてしまひました。長時間本当に御迷惑をかけました。ありがとうございました。

皆さん、もうよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で、証人喚問のほうを終了させていただきたいと思います。証人につきましては、本当に長時間御協力いただきまして本当にありがとうございます。

我々は調査しているのは、あくまでも適正な事務処理・適正な行政の内容で職員の皆さんちやんとした形で仕事ができるようにということを前提として、今調査をしています。

これから先、町のほうも、第三者委員会を立ち上げるというふうなことも言われていますので、我々としても、しっかりそこは協力しながら、町民に信頼されるまちづくりをしないといけないなということで調査をしていますので、また今後、いろんなことでお聞きしたいことが出てくるかと思います。そのときには、また御協力のほどよろしくお願ひいたします。

今日は大変長い時間ありがとうございました。御迷惑おかげしました。ありがとうございました。

それでは、ここで一旦休憩といたします。再開は午後1時といたします。どうもお疲れさまでした。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

証人喚問の続きです。午後からは、上下水道課の田村証人に来ていただいております。それは早速、証人喚問を始めたいと思います。

[証人 入室]

○委員長（武道 修司君） お疲れさまです。ありがとうございます。どうぞ。

それでは、田村証人に出席をしていただきました。今日は大変お忙しい中、証人で出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、私のほうから注意事項を説明させていただきます。宣誓した証人が虚偽の証言をした場合は、偽証罪の対象となります。3か月以上5年以下の拘禁刑となるため、御注意をして発言をお願いをしたいというふうに思います。

また、宣誓拒否、証言拒否ができる場合がありますが、それ以外で証言の拒否をした場合は、虚偽証言を行った場合と同じような罰則がありますので、御注意のほどよろしくお願ひをいたします。

それでは、宣誓をお願いいたします。委員の皆さんと証人の方は御起立ください。

○上下水道課（田村 悠哉君） 宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年9月3日、田村悠哉。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。皆さん、御着席ください。証人の方は御署名をお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、まず最初に人定確認をさせていただきます。事前に出席カードに記入をしていただいております。内容に間違いはないですか。

○上下水道課（田村 悠哉君） はい。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。以上で人定確認を終わります。

証人に対して、私のほうから何点か質問を行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、簡単な形でいいんで、役場に入られてからの経歴というか、どこの課からどこの

課に行って、今現在どこの課という格好で、簡単に構いません。御説明をお願いいたします。田村証人。マイクを。それと、マイクが入りにくいことがありますんで、しっかり持って発言をしていただければ。発言する場合、挙手をしていただければ助かります。よろしくお願ひいたします。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 私、田村悠哉は平成29年度に本庁の役場のほうに入庁しました。初めに、生涯学習課のほうに配属されまして、3年間、令和元年度まで生涯学習課で配属になっておりまして、その後、1年間になるんですけど、当時の環境課ですね、今の住民生活課の環境衛生係という部門にいました。その後、令和3年度から現在まで、上下水道課に配属という形になりました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。上下水道課では、下水道の係でよろしいですかね。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 下水道係のほうになります。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。それでは、早速質問のほうをさせていただきます。

まず最初に、毎年実施している自家発電機のオイル交換についてお聞きします。なぜ毎年必要なのか、金額が9万9,000円でしたかね、妥当な金額なのかどうかをお答えいただければというふうに思います。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 御質問い合わせましたオイル交換の分になりますが、こちらにつきましては、令和3年度に今の上下水道課に配属になりまして、当初は機械のことだったりとか、施設のことも全く分からぬ状況で、前任の方に補助をしていただきながら、その際にオイル交換が毎年必要だということで聞いておりまして、毎年実施しているような状態になります。

続きまして金額面ですね、9万9,000円の部分になるんですが、こちらにつきましても、自分が上下水道課に行く前から実施しておりまして、実際に令和2年度から実施しているところではあるんですけど、その2年度のとき同じ9万9,000円で今回上げられている業者さんにお願いをしていて、金額も変わってなかつたというところで、自分入りたてというのもあったので、そこら辺の妥当性で言えば、正直ほかの業者と比べていないというのは実際事実なので、分からぬ部分はあるんですけど、当時は今の段階で妥当だということで判断をさせていただきました。

○委員長（武道 修司君） 田村証人は令和3年からって言ったよね。令和2年の前の年からオイル交換が始まっていたという。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 2年度に実施しております、そうですね、交換自体は2年度か

らという形になります。

○委員長（武道 修司君） 田村証人が行かれる前の年からオイル交換が始まっていたということですね。このオイル交換なんんですけどね、一般的に我々がというか、私の感覚でいくと、自分の車を自動車屋さんに持つていってオイル交換をしてもらうときに、そんなにかかるないんですよね。よほど特殊なものかなということで、現場もちょっと行って見させていただきました。

約13リッターぐらいのオイルの入る、トラックのエンジンに近いようなエンジンだった、ディーゼルのエンジンかなというふうに思うんですけど、通常トラックのオイル交換にしても、ちょっと金額が高いなというような感じがあるんですが、証人から見て今、当時は妥当というふうに思っていたんだと思うんですけど、今こういうふうな指摘というか、どうですかということを聞かれて、高いか安いかという感覚はありますか。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 先ほど申し上げたように、3年度は初めてだったので、そのときは妥当かなということでお話し回答させていただいて、4年、5年と3年間、現時点まで。今年度はまだやっていないので、2年間ですかね、やっておりまして、9万9,000円は変わらず同じ金額というところで、同じように他者とは比べていないっていうの正直分からぬところもありますし、申されたように車で例えられたときに、燃料交換だけで9万9,000円するのかと言われたら、そのとおりだと私も認識はありますので、そこら辺も含めて、今回妥当かと言われたらですね、正直現時点ではもう言ってしまえば妥当じゃないではないんですけど、比べる資料というのもこちらとしても見比べていないというのもございますので、そこら辺は今年度同じようにあると思いますんで、そこら辺を含めてできればなと思いますんで。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。もう一つですね、このオイル交換で、そのオイルの交換もあるんですけど、燃料エレメント、オイルエレメント、それと凍結剤、全て交換してるんですね。

例えば、凍結剤でいくと、自動車で我々も車検とかがあるんですけど、例えば1年後に点検とか、通常凍結剤を毎年変えるということはないんですね。車検に出しても変えるときもあれば変えないときもある。特にオイルエレメントは変えることは、距離をたくさん乗っておけばオイルエレメントは変えることはあるんですけど、距離を乗っていなかつたらオイルエレメントも変えないんですよね。

これ毎月点検があって、1回の点検に10分から15分、1年が。年間を通すと、10分間として1年間すると120分、15分すると180分、約2時間から3時間程度。それでいくと、オイル交換をもししたとしても、オイルエレメントまでは変える必要はないだろう。まして、燃料エレメントを変える必要性というのは、通常で考えると必要性はないんじゃないかなと思うんですけど、その点について、証人、どのように思われますか。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 今御質問いただいた部分につきまして、オイルエレメントだったりとか、オイル交換って車も含めてだと思うんですけど、何年に1回しなさいみたいな感じがあるとは思いますんで、それに沿っているような形で毎年、毎年というか、今までやってきたものを、今も現在もやっているような流れになりますんで、それが実際、毎年本当に必要なものかというのは、再度見直しというか、必要になってくるかなと思いますんで、そこら辺も改めて、1個1個部品もいろいろあると思いますんで、確認してできたらなと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。それと、オイルは13リッターで、毎年20リッターのオイルを持ってきてもらって交換しているようです。残り7リッター前後のオイルは残るんですね。それが現時点で、発電機の横に在庫という形で置かれている。約15リッターぐらい残っていました。多分、オイル自体はもう購入しないでもいいというような状況じゃないかなと思うんで、適正にその点、処理をしていただきたいなというふうに思いますんで、金額として我々が見て、ちょっと不自然だなというふうに思っています。

それと、火葬場、焼却場、この庁舎、液肥センターはなかったか。数か所の発電機、自家発電機があるんですね。調べたところ、毎月点検で、築城の浄化センターにおいても、毎月点検でオイルに対しては良、よいというふうになっているんですね。ほかのところも、そういうふうな点検の内容でよい、良というふうになっているんで、火葬場、焼却場、この庁舎はオイル交換をまだ一度もしたことがなかったというか、そういった交換をした履歴が今のところ、我々は確認ができていないというふうな状況ですので、そういう点も頭の中に入れていていただければなというふうに思いますんで、よろしくお願いをいたします。

次に、分割発注と思われるような契約があります。特にエス・ティ・産業さんで、近い日にちで修理をしている。本来ならまとめて一つでいけたのではないかというふうに思うような契約があるんですけどね、その点についてはどのように思われますか。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 今、質問いただきました内容につきまして、似たような日付が1日、2日ずれとかで同じ業者さんでということで、状況によってちょっと異なりはするんですけど、直近で言ったら……。

○委員長（武道 修司君） 例えば、令和6年で一番近いところで行きましょうかね。令和6年の11月15日で9万9,000円が2件あるんです。同じ日に2件。これは起案日なんで、実際の日にちが違うかもしれませんけど、起案日が令和6年11月15日で9万9,000円が2件で、これが同じ椎田北部浄化センターで、2系の曝気攪拌装置点検、次に1系の曝気攪拌装置点検、両方とも点検なんです。言い間違えちよう。（「ばつき」と呼ぶ者あり）ああ、「ばつき」って読むんかね。すみません。失礼しました。曝気装置ね、曝気装置の点検。これ第1系、第

2系の点検で、同じ日に起案が上がって両方とも9万9,000円。本来ならまとめて19万8,000円で、場合によってはそれを見積り入札をすれば、もしかしたらもう少し安くなっていった可能性があるという。

分割発注というのは、基本的にまとめることによって安く修理ができる。早く言えば見積りをしっかりとって、競争をしっかりしていただいて、安くできれば一番いいよねっていうことでまとめてするんですよね。10万円以下になると、見積りというか、そういうふうな入札2者以上する必要がないよというふうにすることで、事務が楽になるというか、簡素化ができるということで、本来ならやっちゃいけない。この分割発注をやっちゃいけないというようになっているんですけどね。今これを見ると、そのような分割発注に見えるんですよね。本来なら2者以上の見積りでやらないといけなかつたんではないかなと。

例えば緊急性があって、午前中壊れて、午後から壊れたよとかいうんであれば分かるんですけど、両方とも点検ってなっているので、これを2つに分けたり、ほかにもその前の年にもコンポストのスイッチの交換とか、修繕ですかね。それと、その前の年に行くと、同じように9万9,000円と、これは小さいですけど1万1,000円に分けて、いかにも10万円を切るような、そんな契約金額があったんで、ちょっと教えていただきたいなというところです。

特に令和6年の11月の15日の9万9,000円、2件を分けている理由があれば教えてください。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） まず、令和6年度11月15日の1系、2系同じ、どうして点検を分けている理由というところなんんですけど、こちらにつきましては、すみません。故意に分けているわけではなくて、当初、もともと4台施設にありまして、4台とも故障している状況でした。どういった故障でそうなったのかという原因が分からなかったので、もともとは1台だけ点検をする予定にしておりました。その際に、どうしても物が大きいのでクレーンとかを使って点検をする必要がございましたんで、1台目を当初する予定で実施しております。

同日の日に短時間で終わったという経緯も、想定より短時間で終わったという経緯もございまして、そのまま2台目という形で点検をやっている状況になります。自分の認識が違うかもしれないんですけど、系統というか、場所というか、物が違うというところを含めて、別々で今回はこういうふうな形でさせていただいております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ついでにやってもらったからというふうな流れでということになると、本来なら個人のお金であつたらそういうこともあるんでしょう。もし私でもそういうふうにするでしょう。でも、行政の流れという事務からいくと、基本的に緊急性があつて初めてそういうふうなことができるんだろうと思うんです。まして、これは2件とも点検なんですね。だから、

そういうことでいくと、上司のほうに報告をして、緊急性があるのかないのか、合計をするとどうなるのかというところを踏まえて、やはり事務処理はしていかないといけないのかなというふうな感じもしますんで、実際の現場の事務処理と我々が今書類を見ている事務処理とは若干違いもあるかもしれませんけど、なるべく分割発注のないような手続をして、あくまでもあえて10万円以下にするというんじゃなくて、ちゃんと10万円以上のものは10万円以上で、ちゃんと見積りをとって、なるべく安く修理をするという形をとらないといけないのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

次に業者の選定です。業者の選定については、件数を見るといろいろな業者が入っているんですけどね、エス・ティ・産業さんがちょっと多いような感じがするんです。なぜこのエス・ティ・産業さんが多いのか、何か理由があれば教えてください。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 当初御説明させていただいたんですけど、令和3年度に私が上下水道課に来まして、その以前よりエス・ティ・産業さんが入っているという実績がございまして、そこで前人も含めてエス・ティさんができるよという形で聞いておりまして、ほかの北部とか4施設、下水道施設がございますが、4施設ともというわけではないんですが、より点検も行っているというものも含めて同じ内容というか、お願いしてることもありまして、エス・ティさんにちょっと偏ってしまっているのかなという形になります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 次に、修理金額の妥当性です。先ほどのオイル交換もそうですけど、全体的にこの修理の妥当性、金額が妥当だと、例えば2者以上の見積りがあって安いほうとなれば、それも一つの基準があるんで安いほうにしましたということが分かるんです。

例えば10万円以下であれば、それとか緊急で10万円以上のものの基準、どの基準でこの品物が金額として妥当だったかという、何か基準的なものがあれば教えてください。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 明確に基準という、何円まではオーケーという形で決めているわけではないんですけど、現場に行って確認させてもらって、状況にもよるんですけど、例えば施設として機能しないだったりとか、使用者の住民の方に影響を及ぼしたりとか、何かしらの大きな影響を及ぼすものについては緊急性という形でさせていただいて、早急に行っているような形になります。

そうでないもの、日付がかかっても問題ないものにつきましては、1者ではなくて、複数者、2者以上から見積り、競争という形でしているような形になります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 結局この妥当性というか、そういう本当にこれが妥当だったという一つの基準的なものがあれば。

○上下水道課（田村 悠哉君） そうですね。

○委員長（武道 修司君） ちょっと例で言いましょうか。

○上下水道課（田村 悠哉君） 例えば、今回の点検はあれなんんですけど。令和5年度になるんですが、7月5日の分があるんですけど、こちらの案件についてはどうしてもこのポンプ自体が1台しかついていなかつたりとかすると、これは契約関係なのでちょっとあれなんんですけど、1台しかついていないので、どうしても施設の処理等に住民さんの方にも影響を及ぼす等ござりますんで、1者随契させていただきまして、この金額でどうかなというところを判断させていただいております。

○委員長（武道 修司君） 金額が安いか高いかというのは、どういうところで判断されているのかなということなんですね。

○上下水道課（田村 悠哉君） そうですね。やはり1者随契でやって、実際今1者随契いるというところで、比べる資料を実際多業者との比較というのは正直できていないというのが実際ございまして、ものによっては市場価格とかで出ているものについてはいろいろ見たりして、実際そこら辺が同じぐらいなのか、安いのか、高いのかというところも、そこら辺を見ている件も何件かあります。

なので、全部とは言えないんですけど、正直実際に複数者を取っていないというところで、金額の妥当性があるのかというところで、一番最初のオイル交換の金額も同じような形にはなるかとは思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） 分からないというね。

○上下水道課（田村 悠哉君） そうですね。すみません。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。なぜ私たちがこれを聞くかというと、いろんな部品であればネットとかなんとかで分かるんで、これが妥当か妥当でないか、我々も分かるんです。でも、作業で修繕ってなるとすごく分かりにくい。実際にそんだけお金がかかる必要性があったのかどうなのかという部分で、まず一つの例でいくと、令和4年にVベルトの交換があるんです。9万9,000円。令和4年の10月ですかね。Vベルトは。

そのVベルトの交換なんんですけど、4本か5本Vベルトの交換をされているんです。私も、もともと前職が農協の農機具センターの修理で、農業機械の修理の免許を持って修理をしていたんですけど、コンバインとかいろんな機械があります。どちらかというと、このVベルトの交換の写真も見させてもらったんですけど、どちらかというと農機具とかそちらのほうが狭いし、ばらすのも大変だし、ある程度ばらしてしまわないとVベルト交換できないとか、そういうものもあるんですけどね。

例えば、それ4本、5本えたからといって、9万9,000円までならないんですよ。でも、

この機械のところの写真を見ると、カバーがついてたりはありますけど、カバーを抜けたらそんなに作業的に狭いところに入って手が届かないとかというふうな感じじゃなくて、案外とスムーズに場所も広いし、変えやすい状況にあるなというふうに思うんですけどね。こういうのも9万9,000円で上がってきてているということで、全体的な数字が果たしてこれは本当に妥当な数字なのかどうなのかというのに疑問を感じているところがあるので、そういうふうな質問をさせてもらっています。そこら辺のところは、今後も注意して仕事をしていただきたいと思います。

それと、椎田北部浄化センターの流入ポンプの交換と、西高塚の下水処理場の放流ポンプの交換、両方ともほぼ管理は多分豊州公益社さんでされていると思うんです。椎田北部の浄化センターの流入ポンプについてはエス・ティ・産業さんが交換をされている。西高塚の下水処理場に関してはエス・ティ・産業さんがポンプの納入をして、豊州公益社さんが修理をしている。

両方ともエス・ティ・産業さんがしているんであればまだ分かるんですけどね。片一方はエス・ティ・産業さんがして、片一方は豊州公益社さんがしている。なぜそういうふうな処理になっているのかを教えてください。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） まず、椎田北部浄化センターにつきましては、1台壊れると実際に詰まったりとか、あふれたりとかする現況にもなりますんで、早急に交換をしないといけないというところで、そのまま交換という形でエス・ティ・産業さんにしていただいたんですけど、西高塚下水処理場のほうにつきましては、管理業者の担当の方に事前に交換できるよということを伺っておりましたので、その分で金額がやはり交換、管理業者がするのと、実際そのままエス・ティさんがするので購入費用だったりとか、そういう金額が異なってくるというところも含めて、違いが出てきているという状態になります。

○委員長（武道 修司君） すみません、ちょっと意味が分からなかつたんやけど、豊州公益社さんがポンプを購入すると高くなるということですか。

○上下水道課（田村 悠哉君） 交換できるよと、西高塚のほうは。管理業者のほうに言われたので、管理業者がするかしないかで金額が、購入するというか、物が入る金額が変わってくると思うんですよ。エス・ティさんがする金額と物だけ購入するためだけの金額で異なるので、事前に物を入れるためににはというか、西高塚のほうは管理業者が交換は自分たちでできるからということで、物の購入だけをしたような形になりまして、椎田北部浄化センターのほうは早期に交換しないと影響があるので、そのまま交換してもらったっていうところになります。

○委員長（武道 修司君） 西高塚のほうは豊州公益社さん、管理業者が交換できる。ポンプもそこで納入してもらったらよかったです。そのポンプはエス・ティ・産業さんに頼んで、修理は豊州公益社さん。だけ、その豊州公益社さんにできるよといふんであれば、ポンプも購入してもらって、早く言えばポンプも一緒に北部の浄化センターと同じように、エス・ティ・

産業さんでポンプを入れてポンプを交換する。普通そうじやないかなと思って、公務の処理が違っていたんで、何でなんだろうという私の疑問があったので、通常は修理をする業者がポンプを購入するんじゃないかなと思うんですけど、何かそこをエス・ティ・産業さんじやないと悪かったという理由があるんですかね。

○上下水道課（田村 悠哉君） 絶対悪かったという理由には、もしかしたら今から説明する内容にはならないかもしれないんですけど、当時故障しましたよということで管理業者のほうから御報告を受けまして、現場のほうをエス・ティ・産業さんに見てもらったというところが一番の経緯ではあるんですけど、見てもらってそのときにお見積りをいただいたというところで、それで競争をしていないというのも私たちの不備であるというところがあったのであれなんんですけど、エス・ティさんであればポンプのほうも早急に用意ができるよということで伺っておりましたんで、どうしてもこのポンプ自体が放流するための大変なポンプになりますんで、（聴取不能）にちょっと位置づけという形で早急に用意してもらったというところで、設置に関しては事前に確認していたように、豊州さんができるよということだったので、そういう形にさせていただいております。

先ほど委員長がおっしゃられたように、本来であれば交換する業者と設置する業者が一緒という、本来であれば大体が一緒だと思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 早くできれば来てもらいたかったんやけど、ずばり聞くんやけど、豊州公益社さんが事前に言ってたって今いうよね。恐らく田村君と豊州公益社とエス・ティ・産業が同じところに俺はおったっていうふうに聞いているんやけど、今の説明やったら事前に豊州公益社さんから取り付けができますよ。エス・ティさんから見積りを取りましたよって言いよるんよね。エス・ティさんは毎回ポンプ代と取り付け賃が入った見積りのはずないよ。今言いふこと何か違うんよね。はっきりもう一回ちゃんと整理して答えて。答えんやったらまた聞かないけんし、答えれば別に俺たちも聞く必要ないよ。委員長の回答だけでいいんよ。正直に答えようや。流れを。

○委員長（武道 修司君） すみません。最初からね、流れというか、壊れましたよというのが、管理の豊州公益社から連絡があったというところから、もう一回ちょっと整理して説明してもらつていいですか。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） まず初めに、豊州公益社管理業者の担当者の方から連絡を受けました。そのまま現地に行きました。その際に豊州管理業者が来られました。状況を一応取りあえず二人で把握を、自分もできていないので、把握をするために確認をしました。これら交換が必要になるということで、管理業者と話しながら行きまして、そこでエス・ティさんのほうに御連

絡させていただきました。来てもらって、そういう形で、現場で3人という形になっております。

その際に交換という、この時点で決まっていたので、交換しないとどうしてもないということになっていたので、交換をするよという話で管理業者のはうにも伝えております。その中で、本来であれば先ほど言われたように、見積書の中には交換費用を含め、人件費とか、もろもろ含めた状態で本来当たり前に出てくるとは思うんですけど、そのときには管理業者のはうに確認したときに、自分たちができるよということで、自分はそのときに話をしたんですね。（「具体的な金額かなんか言ってない」と呼ぶ者あり）そのときの金額は聞いてないです。

そのとき、見積りはまだお願いしていない状態なので、できるよということで管理業者に聞いておりまして、その金額、設置費を抜いた分でエス・ティさんに見積書を出していただきたいということでお願いをしました。それが出てきた分で、金額で購入だけということをしまして、管理業者のはうで設置をするという時系列と（聴取不能）ですね、いうようになりました。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 豊州公益社さんが、事前に田村君と取付けができますよというのを当日の出来事ですよね。その後にエス・ティさんを呼んで、幾らぐらいでできるやろうという金額を田村君が聞いたんじゃないかなという、自分はそういうふうに思ったんですけど、だから聞いた以上、エス・ティさんにポンプが25万円くらいですか。だから、聞いてしまったから罪悪感があって、豊州さんに頼んだのかなというふうに私は思ったんですが。

このときだけなんですよね。豊州さんに頼んだのはこのときだけ。いろいろな案件に関して田村君の名前があるんやけど、なぜ豊州さんに、取付けできるんですよね、ちゃんと三脚を立てて取付けをしたと思うんですよ。チェーンブロックで持ち上げて、重たいから。同じ形式くらいのポンプ、多分ほかの物件でもあるんだけど、なんで豊州さんに頼もうと思わなかつた。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 今御質問いただいた分で、先ほど西高塚のはうは豊州さんに頼んで、ほかの分は何で頼んだのかという御質問に関してなんですけど、本来であれば同じ全部統一するべき話ではあると思います。豊州さんに頼むのであれば、豊州さんに頼んで、設置業者、依頼した業者さんに全部頼むとかという、普通になるべきところであるんですけど、例えばポンプだけではないんですが、そういう簡易的なVベルトとの先ほどの話だったりとかですね、あるとは思うんですけど、西高塚のはうは電気とか扱えるよということで、自分のほうは聞いております。西高塚だけというか、管理の担当の人ができるよということで伺っておりまして、北部のはうはその分についてはおっしゃられていなかったので、こっちとしては確認不足もあると思うんですけど、できないということで、勝手に判断になるかもしれないんですけど、形で北部のはうは設置まで依頼した業者さんになっているという状況になります。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） できますよと言ったら、それを信用して、うのみにして、豊州公益社さんが椎田北部の処理場も管理しているはずなんですよ。西高塚の分も管理しているはずなんですよ。西高塚の分に関してはできるよというふうな言葉を聞いてしまったから頼んだけど、椎田北部に関しては聞いてないから頼みませんでした。

エス・ティさんはできるというけど、エス・ティさん電気の許可を持っている方がいないはずなんやけど、私が聞いているのは、恐らくみやこ町かな、みやこ郡かな、そういうところの年配の方が来て電気工事をするというふうに聞いているんですが、それを聞いてどう思います。工事は見たことはあるでしょう。電気屋さん誰が来たかというのは、大体把握してますよね。それはもうエス・ティさんの人じやないんですよ。だからわざわざエス・ティさんに頼まなきやいけない理由が、何て言うんですかね、エス・ティさんから日頃から故意にあると思うんよね、若い頃から。知り合いというか。だから、仕事なんかあつたら回せよという、その一言を重みに受けて、ほかの業者がおたくに言っても、人には把握してないんでしょう。理解できる。

だからエス・ティさんは電気屋じやないんよ。それについて電気屋さんなのかちょっと答えてください。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 電気屋さんかって、その部分については、すみません。自分のほうが無知識というところもありまして、そこが断定できるかというところはなんともなんですけど、先ほど言われたみやこ町の業者さんですかね、方が来られてしているというところは、実際現場のほうで一緒に立ち会ってとか交換しているとか、点検してもらったりとかしているのであれなんんですけど、従業員ではないというところまでは、すみません、ここは把握できていなかつた。大変申し訳ございません。というところが実際のところになります。

仕事をやるけというような会話はというのは実際してはないので、そういうふうな感じでみられても、正直近いというか、若いときから知っているというところはあるんで、思われても仕方ないんやろうかなというところはあるんですけど、そこら辺はしっかり区別じやないですけど、あくまで行政の立場、業者さんの立場というところでしておりますので、必ず仕事をやるぞというみたいな感じはございません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） いいですか。私からもう一点ですね。令和4年に流入ポンプの購入があるんですね。一つの流入ポンプ、先ほどの分で交換でエス・ティ・産業さんがされて、その1か月後ぐらいですかね、今度流入ポンプの購入があるんです。その流入ポンプを購入して、約3年そのまま流入ポンプを置いたままなんですね。これ全部緊急で1者随契なんですよ。

本来なら緊急という処理じゃなくて、見積りをしっかり取ってやらないといけないということだろうと思うんです。例えば故障して今、たった今すぐというんであれば、それは緊急というのはまだ分かるんですけど、壊れる可能性があるんで、一応ポンプを用意しどうがいいですというので購入しているんですよね。その1者随契でやっているというところで、なぜその1者随契でそうやってしないといけなかったのか、その理由があれば教えてください。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君）　流入ポンプの交換のまず1点目については、先ほど故障をしているということで、交換を緊急的にやらないと、住民の方とかあふれる原因になって影響を及ぼす可能性がありましたので、1者随契で緊急的に行わせていただきました。

2点目の購入分につきましては、その前にポンプ自体が止まってしまって別のポンプになるんですけど、交換とは。別のポンプが止まってしまって、原因が分からず事前に点検を行っております。その点検時に、どうしても壊れる可能性が、3台ありますと3台とも同じ年数に設置をされているというところを鑑みて、いつどのタイミングで壊れるかも分からない。ポンプが実際に入るまでに数か月以上かかるということで、万が一今壊れた場合にすぐ対応ができないところで、事前に予備品を1台用意しておこうと。用意することで、万が一何かがあったときにすぐ対応ができるということで、購入をさせていただきまして、そこがなぜ1者随契かというところなんんですけど、当時交換をしていただいたときに金額が、このくらい金額がかかりますよということで分かりまして、それと合わせて市場価格でしたらどのくらいかかりますよというところで、購入とどう違うのかというところを事前にまた調べまして、金額が変わらないというところもあったんで、同じポンプでそのまますぐ用意ができるよということでしたので、同じように1者随契という形で購入もさせていただいた形になります。

以上です。

○委員長（武道 修司君）　当時というか、6月の議会のときは福田課長は、1者しかない、取り扱える業者は1者しかない。だから1者で、ここでしたんだという発言があったんですよね。その後に、ここに証人できていただいて確認をしたら、調べたところ1者ではなかったという。

だから当時これを購入したときは、もう頭から1者しかないんだということで、ただ今本当にその金額がどうかだけはチェックしたかもしれませんけど、ほかのところに扱おうとかいうつもりは全然なかったということなのかなと思うんですけど、証人、どうでしょうか。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君）　こちらにつきまして、業者さんに関しては、私も情報収集不足というところもありますと、1者しかできないというところの把握しかできていなくて、ほかの業者さんができるかというところの確認もできていないというか、今までできないよまでは確認できていないんですけど……。

○委員長（武道 修司君）　何者があつたということですね。

○上下水道課（田村 悠哉君） あった可能性があるとは思います。深く調べていれば、複数者あって競争ができるというところがあつたんじゃないかなという、自分たちの確認不足というところもあるとは思います。

○委員長（武道 修司君） 昨日、ちょっと中間報告でも発表させていただいたんですけどね、その流入ポンプの3台の部分で、その横に緊急用の流入ポンプ、エンジンポンプがあるんですね。

例えば、停電とかになったときに、現地に行って係長にお聞きしたら、最悪停電とかになったときは大きな発電機を借りてきて、大きな発電機でも対応できるというふうな話だったんですね。ただその大きな発電機を借りてこなくても、そこに流入ポンプ、非常用の流入ポンプでエンジンがまえは緊急対応、緊急対応するためにエンジンポンプがあるんだろうと思うんです。ところがそのエンジンポンプは管理もしていない。バッテリーは、1つは外れている。あと2つも、バッテリーも線がつながっていない。1つのバッテリーは水が半分以下になっている。おまけに燃料も入っているか入っていないか分からぬような状態で、放置状態といつていい状態だろうと思うんです。

だから、そういうところをしっかりと管理していれば、今3年間も使わないポンプを購入する必要もないし、緊急だからといって、1者随契で全て契約をするという必要性もなかつただろうというふうに思うんで、その点は課内、課の中でも係の中でも十分現地の状況とかそういうのを見ながら、緊急対応というのもしっかりと対応していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

私のほうからは質問は以上です。皆さんのはうから。

○副委員長（宗 裕君） 吉元さん長い。

○委員（13番 吉元 健人君） 大分長いです。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ悪いけど、ちょっと行かせて。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。長いでしょう。

○副委員長（宗 裕君） でも行かせて。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 現場での具体的な手順を教えてください。どうも山下係長とか福田課長から聞いた話だと、緊急のときに何か自動的に警報アラームが、手持ちの携帯か何かに通知が来るようになってて、それは管理業者と田村さんが持っているという説明だったんで、役場の職員としては田村さんが持っておられると思うんですけど、その緊急警報の端末に緊急のお知らせが来てから以降、どういう手順、どういう行動なのかという流れを教えてください。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 今御質問いただいた内容につきまして、緊急時、万が一何か故障

があったとき、おっしゃられたように私も警報が来るよう携帯とかシステムに入ったものがありますし、管理業者も同じように連絡という形で来て、「どこの部分がどうなっているよ」みたいな簡易的な通報にはなるんですけど、が来まして、そこで実際現場に行って、だから管理業者が先に行くこともあるんですけど、そこでどういう状況なのかというのを確認しているような状態になります。

その後に、実際その後のどういうふうな運びで、修繕がいるものなのか、点検で済むもののか、簡易的ですぐその場で済むものなのか、というのを材料をその場で集めて検討しているという形になります。

○副委員長（宗 裕君） それからさらに、修理、契約、発注が必要になる場合の流れを教えてください。

○上下水道課（田村 悠哉君） 契約が発生する場合につきましては、業者さんのはうにどうしても金額等もお見積りいただくような形になりますので、お見積りいただきまして、出た金額がどのくらいなのか、概算費用が実際事前にどのくらいになるのかというのをうちのはうでしまして、複数者、緊急性であれば1者になるとは思うんですけど、1者のはうに契約の依頼をかけさせていただいて、回答が来て、契約をして、現場のはうに入つてという流れになります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、契約の依頼とおっしゃいましたけど、それは見積りの依頼ですね。複数者に見積りの依頼をして、緊急であれば1者になるかもしれませんけど、まず見積りの依頼をして、その後契約という流れですよね。

それで、見積りをしてもらうためには、多分現場を見てもらうしかないと思うんですよ。緊急であればすぐに現場を見てもらうと思うんですけど、その辺のアラームが鳴って、管理業者と田村さんが現場に駆けつけて、見積り依頼のための現場立ち会いまでは、特に緊急の場合とかいうのは、具体的にはどういう流れで、どれくらいの時間間隔でやってるんですか。緊急なら、もうその日のうちに現場立ち会いとかやってるんじゃないかと思ってたんですけど。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 緊急性がある場合は、警報が来た段階では本当緊急性があるのかどうかはその場では判断できないので、一度現場のはうに行かせていただいて、管理業者も含めて行かせていただきまして、その状況を把握して、例えばそれは緊急性があるものなのかというところにつきましては、その場でどうしても早急にしないといけないところもあるんですけど、ものによってはその日に用意できないもの、例えばポンプ類とか、納期がかかってしまうもの、ポンプ類だったりとか、簡易的に済むような緊急性のものであれば、その場だったりとか、もちろん向こうのやってもらう業者さんのはうに、若干の日程はあるとは思うんですけど、すぐでき

るかつていうところもあると思うんで、即日対応をしていただいたりとか、早くても翌日とかしていただくような形にしております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 丁寧に説明してくださってる分、ちょっと分かりにくくなってるんですけど、まずアラームが鳴る。管理業者と田村さんが現場を確認する。ものによってはその場で、これちょっとおかしいねってちよこちよこっと管理業者さんが対応して解決するアラームもあると思うんですけど、本当に修理が必要となったら、まず見積りのために業者を呼ばなきゃいけないでしょう。

それ今のお話だと、緊急性がある場合はすぐ来てもらって、場合によってはその場で直ることもあれば、翌日直ることもある。あるいは部品の手配等が必要なものだと、そんな当日とか翌日は直らないという、当然の説明をされたと思うんですけど、当日とか翌日、現場対応の作業で直る場合っていうのは、もうすぐに業者さんに来てもらってるわけですよね。対応できる業者さんに。

という理解で、今うなずいておられるんで、それでよろしいという前提でお話を聞くんですけど、そうなると緊急でその場に業者に来てもらって、その場とか翌日に直してもらってたら、見積書を取ったり契約する暇はないと思うんですよ。それはもう田村さんの判断で、現場で対応してもらって、起案書とか書類は後から作ってるっていうことですよね。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） その分につきましては、その場でその日にするとしたら、書類の手続上は最低でもその日以降になってしまうので、おっしゃられたように複数者から取れないじゃないのっていうところもありますし、自分個人だけの判断ではなくて、上司含めて報告させていただいて、そこら辺を含めて、すぐどこの業者ができるやろうかみたいな感じでちょっと探して、呼んでという形になっております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そういう緊急対応した場合ですが、10万円以下で全部が済んでいるわけではないですね。ものによっては10万円以上の費用のかかるものもそれなりの数たくさんありますよね。いや、これ質問です。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 今回、質問い合わせたように、緊急性が高いものでも10万円以下、以上あります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これ一番確認したかったことなんです。今回、エス・ティ・産業さ

んの契約関係を調べる中で、どう見ても先に作業工事は完了している。書類は後から作られているというものが、上下水道課だけではなくて、清掃センターや液肥センターなど多数出てきたんです。また、担当者や担当係長や担当課長さん、あるいは元課長さんに聞くと、そういうのは確かにありましたと認めてくださったんで。

ただし、重大な問題は起案された書類、我々が提出を受けた書類は、そういうことが一切分からぬんです。書類上は、書類を作つてから作業をした、見積りを取つた、契約書を作つたというふうになっているんですけど、下水道係の起案書の場合は、修繕に関してはほぼ90%以上、田村さんの起案なんんですけど、田村さんは日常的にそういう事務処理を上司の了解の下にやっているということですね。

○委員長（武道 修司君） 起案日が壊れた日にちになっているのか、それとも今度、実際に壊れた日にちを起案日に合わせてずらしているのかという、そこが分かれば教えてください。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 今御質問いただいた内容につきまして、日にちなんですけど、壊れた日で緊急があるものですね。緊急にあるものについては、その日で日付が当日の同じ日、先ほど言ったように、その日に終わるものについては同じ日になってくるかなという、書類上ですね。

土日とかそういうところを挟めてしまえば、どうしてもまた次の日というか、なってくる感じではしています。遡ってという形とか、その分についてではないという形でしている状態になります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 遡ってはないということは、書類上もうできてしまっているけど、その後の日付で工事をしたとかいうような書類にはしていないという意味ですか。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 最低でも、最低というか、その日、当日の日にしてるという形になります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ちょっとこれは言いにくいくらいんですけど、先日、山下係長が来てくださったときに、そういう書類の処理はしていませんかって聞いたら、ないとはおっしゃらなくて、そういうこともありますと。ただ、ちょっと自分の記憶ではぱっと思い浮かばないみたいな形の証言だったんですけど、今の田村さんの証言を聞くと、かなり多数日常的にそういうものがあつて、なおかつ上司である山下さんも知っていたとしか思えないんで、前回これたしか山下さん、証人のときの発言のような気がするんで、ちょっとやや食い違つて残念だなと思いますが、現場

の担当者、起案者の田村さんのいうことのほうが真実であろうという前提で、質問を続けます。

私、今の質問をする前提で、10万円以上もありますよねって聞いたんです。10万円以上の場合は書類を見ると、まず起案されて、今のお話だとできるだけその日のうちに起案を上げるようしていると。土日の場合とかではやむを得ないから、翌月曜日にできるだけ早く起案は上げるようにしているというお言葉だと思うんですが、起案だけでは全然契約まで至らないんです。10万円以上のやつに関しては、起案して、おおむねそれから見積り依頼をかけて、1週間とか10日後ぐらいに見積書を開封して、そのときに初めて業者が選定されたような書類の体裁を整えて、その後さらに契約を取り交わして、契約書には契約の期間が一定の期間があって、終わつた後で、上下水道課の場合は履行確認の書類までは我々は受け取っていないんですけど、完了検査をして支払いという手続になっているんで、先に終わっていたら、そもそも業者選定の余地も見積書を取ること自体も私は意味がないと思っていて、価格交渉はできるかもしれませんけど、だから非常に問題のある事務手続だと思うんですよ。

10万円以下であればその場で、10万円以下の場合、うちの場合、これ望ましくはないと思うんですけど、契約書や請け書は取り交わさずに、請求書のみでほかの課も処理しますから、その場で口頭で契約を完了して、請求書だけもらってというのもあり得ると思うんですけど、10万円以上の場合はそういう流れにはできないでしょう。その日に作れるのはいいとこ、起案までだから。

ただ、正直に答えてくださったんで聞きやすくなりました。それで今、2者で見積りも取っていることもあるとか、複数者の見積りっておっしゃるんだけれども、事実、我々全てのデータは見せてもらっていないんですが、上下水道課から修繕費の上位5者を出してくれっていう資料を出してもらっていて、修繕費に関して上下水道課からいただいた資料を申し上げます。

令和4年度は、修繕費の支出の件数は25件。そのうちエス・ティ・産業に16件の支出です。ですから半分以上がエス・ティ・産業です。令和5年は修繕費の支出は20件。そのうち11件がエス・ティ・産業への支出です。令和6年は修繕費の支出件数は32件。そのうちエス・ティ・産業は14件の支出です。これ半分までいかないですけど、修繕費の支出の大半は4、5、6というエス・ティ・産業宛てに支出されているんです。

さらに、エス・ティ・産業の契約書は全て見せてくれということで4、5、6は見せていただいているんですが、エス・ティ・産業は10万円以下の分も含めて、10万円以下の場合は見積書がないんですけど、10万円以上の見積書もあるやつも、エス・ティ・産業発注分に関しては全てエス・ティ・産業の1者見積りで、複数見積りの例はないんです。

ですから、エス・ティ・産業ができる仕事で、エス・ティ・産業以外に発注した分に関しては複数見積りがあるんだろうなと想像していますけど、エス・ティ・産業に関しては4、5、

6年全て1者見積り。この1者見積りの理由も、最初はエス・ティ・産業しかできる業者がないという説明だったのが、今度は緊急だからエス・ティ・産業にお願いしたという感じで、理由の説明が揺れてるんですよね。しかも緊急だから、それを聞きましょう。どっちなんですか、エス・ティ・産業1者に依頼しているのは、今はその業者以外にもあることが分かったということになってますけど、当時はエス・ティ・産業1者しか対応できる業者が町内にいなかったからエス・ティ・産業にしたのか。それとも緊急だから1者見積りにしたのか、どちらなんですか。田村さんが起案してると思うんで、説明してください。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 今御質問いただいた内容につきまして、自分の認識、当時からエス・ティ・産業さん、先ほどあったように1者しか、そもそもポンプ屋さんというか、交換できるということを認識していなかったというところが、まず1点あります、なおかつ緊急で対応できるというところの業者も1者しか知らないんで、そこの緊急で対応できるという業者というところで結びついてという形になります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 正直な納得のいく説明ありがとうございます。書類上は緊急を理由に1者見積りにしてるんですが、今のお話を聞くと、実態はそこしかないからそこに頼んだんだということですから、書類上では、町内ではそこしか1者しかないからやむなく1者見積りの随意契約にするという理由書にはなってないですが、上下水道課全体の認識としてエス・ティ・産業にしかできない、エス・ティ・産業にしか発注できないという認識があったことが明らかになつたんで、十分な証言だと思います。

そうすると、全て納得がいくんです。山下係長からの説明で受けていて明らかになっていることは、いきなり見積りなんか取れないから、まず点検に来てもらうと。点検に来てもらって、技術者がいないんで、とにかく技術の分かるエス・ティ・産業さんに来てもらって、点検してもらわないとそもそもどこを直してもいいのか分からないから、それでどこを直すべきかが分かつてから、書類を作つて見積書をいただいているという内容だったんで、まずは故障箇所とかそういうことの診断も最初にエス・ティ・産業さんにやってもらつてることですね。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 今御質問いただいた内容で、点検をしていただいているのはエス・ティ・産業さんにしていただいているような形になります。

○副委員長（宗 裕君） もう一つだけ私の質問をさせてください。

○委員長（武道 修司君） これで終わりますか。休憩も……。

○副委員長（宗 裕君） 後からするけど、取りあえずこれで切ります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そうするともう一つです。起案書を書くときの概算金額の算定方法です。本来であれば、役場が独自に算定基準に基づいて適切な金額を算定する。あるいは発注予定ではない複数の業者に参考見積りという形で取って、その金額を参考に算定するとかいうのが一般的な役所での手続だと思うんですけど、うちの場合は今言ったとおり、ほかの業者に見積りを取ろう、あるいは複数の見積りを取ろうとしても、エス・ティ・産業しかないんですから、現実は現場に来てもらって点検してもらって、エス・ティ・産業に概算の見積りを出してもらって、その概算見積りの金額を採用して起案書を作つて、もう一遍エス・ティ・産業だけ、次に契約のための見積書を、1者見積もりを出してもらって、その見積書で契約しているっていう流れでよろしいですよね。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） はい。今御質問いただいた内容に誤りございません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これも重要な発言が出ました。概算金額の妥当性、比較性も一切なしに、もう全て最初からエス・ティ・産業に決め打ちで、エス・ティ・産業の言い値でエス・ティ・産業に発注しているという事実としてそつなるんで、ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 田村証人、大体1時間をめどにと思っていたんですけど、まだちょっともう少しお聞きしたいと思いますけど、よろしいですかね。1時間たちましたんで、一旦ここで5分ほど休憩をしたいと思います。時間が短いですけど10分からでいいですか。ここで一旦休憩といたします。再開は2時10分からといたします。

午後2時06分休憩

午後2時10分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ちょっとまた長時間になっては、田村証人についてはまた長時間でお疲れだと思いますが、御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

それで、今時間もかなり過ぎていますんで、皆さんに簡潔に、なるべく短時間で終われるよう御協力いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは質問を続けます。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） わざわざ来てくれてという、いつも言っているのですけど、そこも省きます。3つほど聞きたいです。

1つ目、先ほど委員長の質問に、分割発注じゃないかといっていた、曝気の搅拌装置の点検の

ところでの田村さんの発言の中で、別の（ケイゾウ）なんで違いますよという説明もあった中で、4台故障してて、1台の点検を含みやって、その日のうちにできそうだったので、起案日が一緒になりましたという証言を述べられたんですけども、起案をする前にも点検しているのですか。お答えください。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 今御質問いただいた内容につきまして、緊急性があるものについては、先ほど申し上げたように書類上は後という形になるかと思うんですけど、その日にしなくていいもの、準備とかいろいろ手配があつたりするようなものにつきましては、事前にしているような形になります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） じゃあ、その日、緊急でやったと言われたという解釈でいいですかね、今。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 点検につきましては、事前に業者さんと話して、お願ひをしたいということで、打ち合わせは日程の調整をさせていただいてはいたんですけど、こちらにつきましては事前に起案で、いつというか点検をしますということしております。

日にちにつきましては、この起案日は……。

○委員（13番 吉元 健人君） 言っていることと違うことを言うのを気づいちょう。述べてください。

○委員長（武道 修司君） ちょっともう一度説明してもらっていいですか。田村証人、今の説明をもう一度していただきたいですか。

○上下水道課（田村 悠哉君） 起案日が前か後かっていうところですよね。

○委員（13番 吉元 健人君） いいですか。分かりやすく説明します。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 先ほど委員長が、分割発注の疑いがあるんじゃないのかの例で挙げたときに、田村証人は別々の内容なので分割発注じゃありません。ただ同一になったのは、4つの故障があったうちの1個の点検がメインで入ったら、その日のうちに点検ができそうだったので、一緒の日、同日に点検を行ったので、起案日が一緒になりましたと証言したと思うんですよ。

ということは、点検日は決まっていたかもしれないですけれども、起案はまだ上がってない状態で点検していたということですよねという確認をしているだけです。

- 委員長（武道 修司君） 田村証人。
- 上下水道課（田村 悠哉君） そうですね、今御質問いただいた内容につきまして、点検、もともとあった分については事前にしていたんですけど、追加になった分はどうしても当日しか、点検実施日しか分からなかったので、やった後という形の起案日という形になっております。
- 委員長（武道 修司君） いや、起案日一緒なんよね。
- 委員（13番 吉元 健人君） 一緒やけん、できんと思うよね。
- 委員長（武道 修司君） 一緒の日なんですよ。
- 委員（13番 吉元 健人君） 今言われる、いいですか、委員長。
- 委員長（武道 修司君） 令和6年11月15日のことを言っていますよね、吉元委員。
- 委員（13番 吉元 健人君） はい、そうです。
- 委員長（武道 修司君） 田村証人、今ね、令和6年11月15日の9万9,000円の、椎田北部浄化センターの2系の曝気……。
- 委員（13番 吉元 健人君） 曝気の後に、1系の曝気の起案が上がった日にちが一緒なんですよ。今さっきの証言によると、点検をしている日にちに。
- 委員長（武道 修司君） 吉元委員。
- 委員（13番 吉元 健人君） はい。している日にちが、その日にできそうだったので、同時の起案に上げましたというふうに答えられたので、言っていることとしていることがめちゃくちゃなんやけどの確認なんですよ、今。
- 委員長（武道 修司君） 田村証人。
- 上下水道課（田村 悠哉君） すみません、こちらにつきまして、先に点検をしてもらって、同じ日にしてもらったので後に、後手っていうんですかね、手続上はちょっと。
- 委員長（武道 修司君） 吉元委員。
- 委員（13番 吉元 健人君） なら、分割発注じゃないですか。その日にやってますよね。と、僕は判断します。  
というのも、それは決めつけになると悪いので、なぜこの15日に僕がこだわって聞くかというと、この後にすごい大きなお金が出るんですよ。11月22日の起案日の333万6,960円、曝気の多分これ修理なんんですけどね。これまで把握した上で点検させていたなら非常にまずいなと思って。だから先に聞いたんですよ。分かります。もうこれ緊急じゃないじゃないですか。決めつけて、333万円の修理をさせるための点検だったらまずいなと思って聞いたんですよ。というふうに見られないですか。どうぞ、お答えください。
- 委員長（武道 修司君） 田村証人。
- 上下水道課（田村 悠哉君） 今お話ししているように、これを見る限りはそういうふう

にとられてもおかしくないのかなというところではあります。事前に、点検はしているんですけど、この分につきましてはまた別というか、もともと修理をする予定ではあったんですけど、部品がどこまでせないけないとかっていうのも分かっていなかった部分あって、どういう状況かも分からなかつたんで、事前に点検を行つて、修繕の前に点検を行つて、分かった分で修繕をしてるという形になります。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） じゃあ、1者見積りの定義をもう一回言ってください。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 緊急性があるもので、ということです。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） これは点検業務をする前に、前もって、今証人が答えてもらつたように打ち合わせをして、点検をした後に1週間後に起案を上げて、十分時間がある中での1者見積りなんすけれども、緊急性を述べてください。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 点検後、1週間ほどなんすけど、点検時に、当時は自分も現場のほうおりまして、状況を確認をした上で、どうしても曝気装置というのが4台、ほとんど止まつていて、水質とかにも影響を及ぼす機械ではございますんで、早急にしないと、国というか、法律上に引っかかっている水質の数値が、法律に引っかかってくるというところもございましたので、早急にしてですね。なので……。

○委員（13番 吉元 健人君） 長く要らないです。そんなに。緊急性があったと述べたいんですね。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 先ほどから緊急、緊急、ずっとそうなんすけど、僕が6月の一般質問をから緊急といえば全部1者でいいけるというような、緊急の定義が全部みんな違うんですね。

さっき委員長が別の内容で言ってくれて、宗さんもちょっと触ってくれたところなんすけれども、ストックポンプになっている、3年使っていないストックポンプもあるじゃないですか。その一番最初に工事をしたとき、60万円ぐらいかけて緊急でやっているんですけども、緊急を何回聞いてもみんな、何かあふれ出たらとか言われるんですけど、あふれ出ないです。出ないように作つてあると思います。確認もしますけど。

そのために第2ポンプが動いたり第3ポンプが動いたり、3つのポンプを使って、さらに緊急で上げれるように発電ポンプもついている。1個止まったからといって、災害レベルのことにな

らないのは自覚しているはずです。そこを答弁してください。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 実際、あふれない。本来であれば、本来あふれないということで、吉元委員さんが言わされたように、本来そうあると思うんですけど、実際自分たちも現場させてもらって、あふれているという状況を把握しています。現場のほうでですね。

それはなぜかというと、これはポンプが止まっていましたよということでなっています。そこで、ポンプが止まってあふれましたよというのも実際現場のほう確認させていただいてまして。自分たちの認識で、普通の災害といえば台風とか自然なものによるものですね、津波とかというのが一般的に考える災害なのかなというところだと思うんですけど、自分たちの認識の中では生活に関わるもの、下水道、排水のものになるので、そこら辺については災害としてというのがちょっと認識があったので、緊急という形でしているところになります。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） もうそういう答えばかりを言われるので、もうこれ明確に言ってみます。令和4年6月24日の、この前、僕ら視察に行かせてもらった北部清掃センターの流入ポンプ交換60万5,000円の後に、3ヶ月後に9月14日に起案してストックポンプの購入をしている部分、僕ずっと納得がいかないでずっと調べているんですけども、何か月も先にポンプが入ってこないと困るので、ストックポンプを買いました。

毎回、この購入ポンプのことを言われるんですけども、その最初災害レベルがなったときに3か月空いて困ったことが本当にあったんでしょうか。そういう事案を挙げているんでしょうか。起案の中に。そのおそれがあるので、ストックのポンプとして購入したいという理由書を何回読み上げてもそういう内容でしか見えないんですけども、この3か月間止まっているときに、こういう状況があったので災害レベルと認識できるために、ストックポンプを購入したいという起案の伺いを上げておけば僕も納得がいくんですけども、まずこのあふれるはずがない北部浄化センターのポンプを買うことによって、そういう事例がないのにもかかわらず、同じ業者に約、両方足せばもう100万円を超ちゃいますよ。それを1者で緊急を使ってするのが問題ないかというのを聞きたいので、なぜそういうふうな考えになったのかお聞かせください。

○委員長（武道 修司君） 田村委員。

○上下水道課（田村 悠哉君） 起案の中に事例というか事前にもそうですけど、そういった3か月の間、あったかというところで言われば、実際その自分も3か月間同じように準備するためにはあったかと言われると、現場のとき正直なかったです。問題があったかと言わいたら、なかつたというのが実際のところになります。

今回、同じように購入させていただいた中で、起案の中にもおそれという形で言わせていただ

いているんで、いつどういう状況でそうなるかというのを我々もちょっと、予測というのが正直できないところもありましたので、事前にポンプというのも数か月ほどかかる中で物が入つてくるので、すぐは用意できないというところで、万が一というところを鑑みて、こういう形の運びになりました。

○委員（13番 吉元 健人君） 万が一というのは緊急なん。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 万が一が緊急であれば、全て今、土羽止めの山手のクラックが入っているところとかも全部修理しなきゃいけなくなると思うので、僕との認識の違いなのかなというのが分かりましたので、もう聞きません。

もう一点、ハンマークリッパーの交換の、これも10万円以下で、7万9,000円から翌年8万300円に、物価高騰のため何百円か上がったということだとは思うんですけども、以前、令和4年から1回もしてなかったハンマークリッパーの交換が令和5年に変えられると、すかさず令和6年にハンマークリッパーが3個交換されているんですよね。ハンマークリッパーを調べたんですけども、普通のコロコロですよね。どれをどんだけ、何の型番でどういうふうに変えたのか分かっていますか。教えてください。2年間で4回、約40万円弱していますね。

○委員長（武道 修司君） 分かりますか。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 手元に資料を用意できていなくて、大変申し訳ございません。一応、口径自体がそれぞれ違っていて、付いている個数だったりとかも違うという認識がありますので、そこら辺で金額も違うのかなというところもありますし。

○委員（13番 吉元 健人君） 金額一緒よ。

○上下水道課（田村 悠哉君） ああ、そうですか。

○委員長（武道 修司君） 令和6年はね。

○委員（13番 吉元 健人君） 6年の3回は1万300円、3回（聴取不能）。

○上下水道課（田村 悠哉君） そうですね、6年については同じ椎田浄化センターとやっておりますので、その分で。

○委員（13番 吉元 健人君） 築城もやっています。

○上下水道課（田村 悠哉君） 築城もですね。この分で口径は違っていて、価格高騰もあります、型番とか、そういうところは、すみません。現在ちょっと認識では覚えておりません。すみません。

○委員長（武道 修司君） これあれやったら、交換の写真とかあれば資料請求をお願いしようかね。

○委員（13番 吉元 健人君） 資料請求願いたいと思いますし、ここで記憶をたどっても前に

進まないので、最後の質問にさせてください。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ありがとうございます。先ほど田原議員とか武道さんが聞いたの、委員長が聞いたときに言われたのか分からないですけれども、エス・ティ・産業さんとの関係性も子どものときからあって、思われても仕方ない部分があるけど、あくまでも私は行政の立場で付き合いをやってましたという本人の自覚もあった上で聞きます。

異常です。エス・ティと結んでいる田村君の量が。3年間で上下水道課がエス・ティさんに依頼をした件数、全て3年間で59件中、約79%、割ると。約8割は田村君の起案なんですよ。そういう自覚がある人間が、なぜこういうことをしたのか、教えてほしいなと思って。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 今の質問につきまして、まず令和4年度の分につきまして、令和4年のこういう施設の管理につきまして、自分は主担当ではなくて別の方が主担当をやってたんですけど、事前に多分説明としてあったと思うんですけど、自分のほうが代わりに担当じゃないんですけど、事務等もろもろしていたというところもありまして、4年度自分の名前があります。

5年度につきましても、メインとして私とは別の主担当がいましたので、代わりにしているという形になります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） もう終わりにしようと思ったんですけど、最後聞かせてください。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 今年度で最後6年度言ってないんですけども、18件中17件、田村君です。そういう認識がある人が、九十何%これ。もうほぼほぼ田村君の起案が、エス・ティ・産業さんの売上げの868万円のうちの878万円が田村君の起案です。関係性を持って、そういうふうに思われていても仕方ないという認識が自分の中にあるにもかかわらず、なぜこんなに数をするのかな、上司に相談もできない状況なのかな、何でこんなになっているのかなと、僕は不思議で仕方ないので聞いてみたんですけども、答えてもらっていいですか。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 6年度、主担当として業務のほうを説明させていただきまして、まず10万円以下の分につきましては、どれもそうなんですけど、自分の認識の中で1者しかできないというところもありまして、エス・ティさんという形になっています。

以前より、この6年度より以前の中でエス・ティさんがやっている、何回もやっているという

業務もございましたんで、そこでお願いをすることがあったというところが実際のところになります。それでも多いのかなという気がします。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 認識の上で、業者をずっと固定していくことが問題があるという認識は全くないですか。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 今御質問いただいたように固定をするという分で、こちらにつきましてはよくないことであると思います。ほかにもできる業者が探せばいると思いますので、そこら辺も含めて、業務内容を含めいろいろ探して複数者できたらなと思います。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。そう聞くと、そう答えてるんですよ。毎回みんなの答えに対してね。最初から、便宜を図るというような答弁を最初にされると、ここまで聞いてやわなきゃいけないです、僕も。

ここまでとことん聞こうと思っていないんですけど、ネタがなくなったんで一応言いますけど、異常に多すぎるので、上下水道課のある程度の中間報告の中では、ある程度の内容がもう出てるので、本当は田村君は係なんで、少し確認すればいいのかなと思っていました。ただ、先ほど宗副委員長もおっしゃられたみたいに、係長との答弁が違ってくるところがすごいあるので、聞いてやうんですよ、僕らも。調べる権利があるので。

だから、正解の答えを言わずに、ちゃんとそのとおりのことを言ったほうが、僕は今からの質問はスムーズだと思うんですけど、以上です。そう思いました。ただそれだけです。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、今のように関連して補足質問をさせてください。

○委員長（武道 修司君） 時間の関係がありますので、簡潔によろしくお願ひいたします。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ早口でいきます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、「よくないことだと思います」という認識を発言されたんですけど、よくないことだというのは、いつ認識されたんですか。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 今の認識のタイミングなんですけど、こちらにつきましては多くなっている件数というのは、自分の中でも何件、1年何件というのも把握できていなかったのが正直あります。

なので、実際、今回の件で件数を、正直、本当の件数というのを把握しまして、よくないということで、思いました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 早口でいきます。この一覧表を作ったのは私なんんですけど、もう皆さん、全ての担当課が、百条委員会が作ってくれた一覧表で、初めてこんなに多いのに気がついて、よくないと思いますと答えるんだけど、分かりました。そういうことなら仕方がないんだけど、1者見積り自体もよくないと思っているんですよね。それはよくないと認識したのはいつですか。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 1者見積りですね。しっかりとした理由というか、1者しかできないよというところの、明確なところがなければできないよというのも、入序当初よりそういうふうに財務規則がありますし、そういうふうに研修とかもございますんで、その中では認識はあって、さっき言ったように緊急性の認識の度合いというところで、自分の中で気づけてなかったというか、確認もできてなかったというところを含めて、これも同じ今回の件になりました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 申し訳ない。今の私は、もう1者見積りを始めた令和4年当時から、よくないとはうすうす気づいてたというふうに聞こえるんだけど、それとも全く認識していなかった。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） すみません。令和4年度から認識していたわけではなくて、緊急性があるものについては1者はできるよという認識はあったんですけど、今回いろいろやっていく中で、自分たちの災害というか、緊急性があるものという認識があったので、今回4年、5年は1者随契でやってきたんですけど、ああ6年度までですね。今回のこういう場で、1者随契が緊急性の度合いの認識違い、確認の違いとか、ところも含めて今回改めて1者随契等の駄目というか、（聴取不能）を認識しております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 本当はね、聞きたいこといっぱいあるんだけど、今日は第2曝気、第1曝気、分割発注の件と、あと吉元議員がその後、修理で300万円だったっけ、発注してるって話があったじゃない。あそこに議論が集中したんで、そこだけはちょっと掘り下げさせてください。

これね、上がってる、我々全ての書類持ってるわけじゃないんです。まず9万9,000円の2件の点検、11月15日起案だったかな。それで第2と第1を2つに分けて9万9,000円の点検してて、その後、11月の22日起案で300万円の修理のが出てるんですよ。これ掘り

下げたいんだけど、まず11月22日の300万円の起案書を見るとね。管理業者から4台の曝気装置が全て故障したと連絡が入ったって明記してあるんですよ、起案書には。

だから、管理業者から4台全て壊れたよって連絡もらってるわけですよ。それを第1系統と第2系統に分けて点検するなんてあり得ないでしょう。これ緊急なんだから。もう4台とも壊れて緊急ですって報告を受けて、緊急で1者見積りしてるんだから。だから、まず点検に行くのは理解できる。だけど、それを2つに分けるのは全く理解できない。金額を見ると9万9,000円だから、これは10万円以下になるように分割した以外には私はあり得ないと思ってるんだよ。

だって20万円にしてしまったら、またこれ手続が面倒くさくなるから。だから、10万円以下なら請求書を一発で通るから2者に分けたんでしょう。さっきなんか訳の分からぬ、失礼だけど、訳の分からぬ説明してたけど、起案書を見る限りは管理業者から4台とも壊れたっていう連絡をまずもらってるはずだから、しかも緊急でしょう。悠長に今日は1か所点検して、余裕ができたらもう1か所とか。あり得ないと思うんだけど、これはやっぱり正直に誤魔化したって言えますか。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） すみません、誤魔化したような感じではないんですけど、そうですね、追加でしたっていうのは正直事実なことではあります。その場で、現場のほうで。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） もうそれで十分です。だから、普通に聞くと筋の通らないことばかり書類に隠し証言するんですよ。普通に見るとこんなのが緊急になるわけないと私は思う。だけど、役場の判断では緊急ですって言うし、今のもどう考えたってこんなことあり得ないんだけど、我々はそう判断しますって言い張るから、追求したくなるんだ。

しかもこれね、緊急って言ったでしょう。止まつたらまずいって言ったでしょう。点検はこれ、県命令だから終わった後に起案してる。もしかしたら当日かもしれないけど、起案は11月15日なのよ。そして、見積書を開封して見積の決定の決裁を受けたのが11月29日よ。止まつたらあふれて困るやつが、もう2週間ぐらい止まってるんだよ。しかも見積決定してから、多分我々資料入手していないけど、契約して、ポンプの修理だからすぐには直らないってずっと言ってるじゃん。だから、タメ口になって悪いけど、それから直るのに半月とか一月とかかかるってのはずだよ。

そんなに長期間4台、この起案書が事実なら4台とも壊れてたんだから、相当長期間4台ともポンプが止まってたことになるけど、それこそ大事になってると思うんだけど、本当に緊急ならもっと緊急に修理するはずなのに、書類はすごく悠長なのよ。これ書類どおりの、つまり契約とか修理の日付なんですか。完結にイエスかノーでお願い。時間がないから。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 日付どおりにしてます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これだけゆっくり対応できるってことは緊急じゃないんですよ。もっと複数の見積り取ったり、場合によっては入札してもいいぐらいの案件なのを、ということでしょう。今うなづきながら聞かれたから。入札する時間的余裕十分あるじゃないですか。これ入札する時間的余裕がなかったって断言できますか。イエスかノーかで。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 断言できるかって言われるとちょっとあれなんんですけど、自分一人の判断っていうとあるんで、そこら辺はちょっと含めて何とも言えないと。

○委員長（武道 修司君） もう係長とすぐ協議したんやろう。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これ最後に聞かせてください。これ4台壊れてて、取りあえず緊急で2台直すっていう内容になってるんですよ。残りの2台はいつ直したの。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 残りの2台はまだ故障中になっておりまして、ちょっと確保してた予算の関係もございまして、優先できるところを優先でさせてもらっています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 最後に意見だけ言わせてください。つまりね、計画的に点検・修理・保守・管理をしてないんですよ。車だって壊れてから修理したんなら事故が起こるから、定期点検とか車検とかあるんですよ。ましてや公共施設だから。

もう我々が現地見に行って、非常用のエンジンポンプが放置されてるのもびっくりしたけど、まともに維持・管理・点検・保守がなされてないんですよ。その状態で壊れたら本当に大変だから、もうやむなくやってるってことじゃないですか。猛省してくださいよ。こんなことになってて、残りの2台は放置。つまり半年以上放置してるんですよね。いや、もうこれ意見だからやめます。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） ちょっと私が答えます。その曝気装置の分は、外に多分置いてるのがそうですよね。外に雨ざらしで多分置いてる分がそうだと思います。それと、ちょっと「はい」か「いいえ」で。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 外にあるものについては、その機械。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） ということです。そして、ちょっと時間長くて申し訳ないんですが、もう一点だけちょっと教えて。

12月6日に25万円の、その例の西高塚処理場のポンプ、エス・ティさんが入れたね。それに対して、豊州公益社さんが修理したと思います。その分に関して、よく言うのがエス・ティさんは安い安いっていうんですよ。この型番の、多分恐らくポンプはほかの施設でも同じ型番のポンプ入れています。大きさが多分ありますよね。

だから、どのポンプか多分、田村君分かると思うので、このエス・ティさんが25万円と豊州公益社さんがつけた金額と、エス・ティさんが単独でつけた工事費はどっちが安いですか。それだけ答えてください。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 豊州さんがつけた費用と、エス・ティさんがつけた費用なんですが、こちらの分につきましては自分の確認不足なところがあるので、その金額を比べてません。すみません。（「委員長、今のに関連して重要な質問させてください。その金額分かってるんですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 金額でいうと、その前の流入ポンプ……。

○委員（4番 田原 宗憲君） ちょっと委員長、俺がもう悪かった。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） エス・ティさんが25万円のポンプと、豊州公益社さんが4万4,000円。今は29万円なんですよ。このポンプが恐らくほかの施設に同じ型番のポンプを購入されてます。ここにも多分資料であります。それと見比べても、エス・ティさんが町長とか、みんなとにかく安い安いっていうんですよ。けど、ここに比べる機械があるんですよ。比べれる証拠があるんよね。これを見てどちらが安いですかって聞きようわけよ。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） 皆さんのが持たれている資料というのが自分が分からない。ああ、それですね。（「これには豊州は4万円はでてないの」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 出てない。（「それ4万円は確かね」と呼ぶ者あり）4万4,000円。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） さっき証言で言いましたよ。エス・ティさんにさせるより、管理会社にさせたほうが安いと思うので、ポンプだけ購入してさせましたって言ってました。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） その費用の分ではなくて、物の費用が違ってくるという形でみません。先ほど自分のほうでは述べさせていただいたことになります。

- 委員（4番 田原 宗憲君） 同じ型番やけど、これ。
- 副委員長（宗 裕君） 委員長、発言の許可を求めます。
- 委員長（武道 修司君） 田原委員、いいですか。
- 委員（4番 田原 宗憲君） もういいや、別に。また、呼ぼう。
- 委員長（武道 修司君） 宗委員。
- 副委員長（宗 裕君） 今気がついたんだけど、取り付け作業に関してはエス・ティさんもできる業者がいたじゃない。何でそこと比較したり、発注することを考えなかつたの。いや、豊州公益社さんが実際に取り付け作業してるんだから。
- 委員（13番 吉元 健人君） そう言ったよ。さつき（聴取不能）でも言いよつたけど。ない  
つちゅうからもうしようがない。
- 副委員長（宗 裕君） その答えは何だったの。
- 委員（13番 吉元 健人君） いや、分からんですけど。
- 副委員長（宗 裕君） エス・ティ・産業しかないって言ってたのに、現実にはあつたじゃ  
ん。
- 委員（13番 吉元 健人君） いや、もう前から分かつちようけそう言いよるだけでしょう。  
だけん。
- 副委員長（宗 裕君） 我々で議論していいの。証言してもらわなきゃ。
- 委員（13番 吉元 健人君） （聴取不能） 分かればいいんですか。
- 委員（5番 工藤 久司君） 委員長、1点だけ。
- 委員長（武道 修司君） 工藤委員。
- 委員（番 番君） いや、答えをもらってくださいよ。委員長。
- 委員（番 番君） じゃあ、最初の答えをどうぞ。
- 委員長（武道 修司君） ちょっと整理します。みんな一遍で言うと分からんことなつた思うけ  
ど、まず一つが放流ポンプの豊州公益社さんは4万4,000円で修理費を上げてます。4万  
4,000円でね。（「作業費ね」と呼ぶ者あり）作業賃ね、修理費。ポンプ代が25万円くら  
いかな。
- 例えば、放流ポンプでインチがちょっと違うんですけど、放流ポンプでいくとエス・ティさん  
が60万5,000円で商品も交換もしてるんですね。その後に、同じ型番で丸つきり同じポン  
プを納入しているのが41万円。ということは約20万円の手数料。19万何ばかもしれません  
けど、約20万円近くの金額が交換の手数料。
- 3インチと4インチのインチがちょっと違いはありますけど、豊州公益社さんは4万4,000円  
という金額の差があるんで、それが差を考えたら金額がエス・ティさんが高いということないで

すかというのがまず一つの質問ですね。分かりました。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） すみません。ありがとうございます。そうですね、その比べたときにエス・ティさんのはうが高くなっているという形になります。

○委員長（武道 修司君） それと業者のほうが、もう一つの質問の整理をすると、業者のほうがこの段階で、令和4年の段階で豊州さんも交換ができるということが分かってますよね。4万4,000円で修理していただいているんで、その段階でしてるんであれば、令和5年、令和6年もずっと豊州さんもできるっていうことが分かっているにもかかわらず、なぜずっとエス・ティさんなんですか。そのエス・ティさんに件数が偏ってないですかということが、吉元委員の質問なんです。

だから、ほかの業者がないという認識がずっとあるんであればいいんですけどね。令和4年の段階で豊州さん1回もうできるということがここで分かっているんで、なぜですかという質問です。分かりますかね。田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） そうですね。4年度のほうで豊州さんに交換をしてもらった実績があるにもかかわらず、5年、6年と合わせてエス・ティさん。（「値段も安いも分かっている」と呼ぶ者あり）安い形で分かった中で、エス・ティさん、5年、6年、6年でエス・ティさんだけという発注をしている中で、こちらの分につきましては、自分の中も含めてなんですが、事前に豊州さんにお願いするというところももう少しこの分ができれば、そのときはポンプは確認してたんですけど、常に確認はしているんですけど、何件か大分、結構漏れていたかなという気がします。大きいものについては、結構知っているんですけど、簡易的なちっちゃいポンプとかであればお願いできるものはあったにもかかわらず、そこをちょっと入れてなかつたというところで、自分がちょっと。（「あくまでも行政の立場でね」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 時間もちよと押し迫っていますんで、1点だけ工藤委員いいですか。

○委員（5番 工藤 久司君） いろいろ細かいことを、いろいろ質問されて、いろいろ質問も、答弁にも若干ちぐはぐなところがあります。单刀直入に、田村証人とエス・ティ・産業さんの関係性ですよ。今、修理ができるところもあるのにもかかわらず、値段も安いのにもかかわらず、それでも令和5年、6年はすごい数がエス・ティさんに発注しているわけですよね。ですから、エス・ティさんは先ほどの宇多村証人のときも聞いたんですが、田村証人にとってエス・ティ・産業さんっていうのはどういう存在なんですか。

それともう一点、これも何人かの方に聞いたんですが、その関係性についてですが、会食に行ったりとか、エス・ティ・産業さんとですね。そういうことも今まであったのかどうか、この2点についてをお願いします。

○委員長（武道 修司君） 田村証人。

○上下水道課（田村 悠哉君） まず1点目の分で、どういう存在かというところなんんですけど、自分はもともと若いときから知っていて、皆さん御存じのとおり、剣道という形で知り合って、その中で（「どういう関係なんですか。関係までいいですか」と呼ぶ者あり）そこでは接しやすいというか、友好関係じゃないんですけど、恩師・弟子じゃないんですけど、そういういった関係性があります。何かと、自分の個人的なことも含めて相談しやすい方というところになります。

2つ目の会食なんんですけど、エス・ティさんと自分個人で1対1で行くっていうことはないんですけど、剣道関連とかではやっぱ自分の同じチームの、ほかの役場の職員関係なく、後輩だつたりとか先輩含めて、そういういった飲みの場というのはあります。

○委員長（武道 修司君） いいですかね。すみません、かなり時間が過ぎましたんで、まだ我々のほうもちよつと整理ができていない部分もあります。この百条委員会の目的が、あくまでも我々は適正な事務処理、その適正な事務処理をすることによって公平公正な処理ができるこにによって、住民から見て信頼される行政にならなければいけないのかなということで、この百条委員会を立ち上げて調査をしています。

その上で、我々も調査した結果をしっかりと報告させてもらって、町執行部のほうで適正な事務処理をしていただければということでやっていますんで、今後、まだちよつと我々もお聞きしたいことが、皆さんまだあるんだろうと思うんです。もしかしたらまたこのような場でお話を聞くこともあるかもしれないし、文書で質問することもあるかと思います。そのときはぜひとも御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

今日は大変長い時間ありがとうございました。お世話になりました。ありがとうございました。  
ここで一旦休憩といたします。再開は3時からといたします。その再開後ですね、事務打ち合わせをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。お疲れさまでした。

午後2時51分休憩

午後3時10分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

今から事務の打ち合わせをしたいと思います。今資料をお配りしたものは、先日、吉元委員のほうから、R D F施設の残業時間の一覧表というか、作業日報から時間外のところを全部拾い上げて数字を出していただきました。それをエクセルで打ち替えて出した資料です。これが時間外の作業日報に載っている時間です。

この時間だけを見てするんであれば、修理日数、修理の時間外の時間とは合わないかなと。今、清掃センターが言っているのは、時間外をしてもらっている分を、その分が修理の時間で精算をしているという話をしていますけど、ちょっとそれは実際の修理の内容とか、そういうような時

間的なものを見ても、多分これとは全然かけ離れた数字になるかなというような状況です。

それと、吉元委員とも話したんですけど、これ2023年でいくと8月に集中している、1月に集中している。多分これ、例えばお盆前後とか、1月の正月明けとか、ゴールデンウィーク明けとか、なんかそういうふうな、ちょっとその連休明けとか。そういうふうなものなのかなというふうな感じもしています。もう少し、作業日報とこれを照らし合わせてみて、分析をしてみる必要性があるのかなというのと、あと、清掃センターのほうに言っている時間外があるという、資料があるというふうなことですんで、その資料が出た段階で再度突き合わせをしてみたいなというふうに思います。

○委員（13番 吉元 健人君） 委員長、今的内容で。

○委員長（武道 修司君） はい、吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 僕の認識だと、内山さんがこの前言われた内容は、この時間外以外の時間外で対応しているというふうに僕は取っていたんですけれども、というのが、残業の日にちを入れてすると、別に残業費用を払ったこれ内容だと思うんですよね、帳面に載せているとすれば。

相殺するんであれば、帳面上に残さずに行ったというのが普通じゃないかなと思うんですけれども。

○副委員長（宗 裕君） 今のに関連して（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） まず、これ表の見方なんですけど、人数、時間、人数、時間って二つに分かれているのが、23年度がそういうふうに分かれているのはどういう意味ですか。

○委員長（武道 修司君） すみません。1時間が、例えば1月5日やったら1時間は1人、2時間が2人、合計で5人。

○副委員長（宗 裕君） それだけのことですね。了解しました。

そしたら、ちょっと言わせていただくんですけど、これ、契約書で時間外は追加で幾ら払うって数字が出てなかった。

○委員長（武道 修司君） 出てました。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、その規定から延べ68時間なら、これが何時間分の支払いというのは計算できるんですよね。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ただ、工事をさせている中での時間の相殺というふうな認識で内山さん言っていたので、例えば工事時間で10時間使っているなら、ここに10時間入れると合わなくなっちゃうんで逆に。別の帳簿か何かに相殺用の10時間が載っているというのを、

この前言われたのかなと。だから、これとは別にあるんじゃないかな。

○委員長（武道 修司君） それで、2023年と2024年のこの2年間のエス・ティ・産業に、この超過の費用が払っているかどうかというのは調べてもらおうかなと思います。その上で、この契約書に書いているような内容の分を払っているんであれば、それと別に時間外があるという話になると思うので。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） エス・ティ・産業に対する支払いは1円以上のものを全部出せってもう既にもらっているじゃないですか。支出一覧を。1円以上の支出を出せって、吉元さんがたしか情報化を開示請求して。あれにね、ちゃんとね、年間の運転管理の支払いは、年間契約だけ4月分、5月分、6月分って12回に分けて毎月支払われてて、その金額は年間契約どおりの一定の金額なんです。ですからもう既にエス・ティ・産業に支払った分は全部出せって言って出てきた資料を私が集計しましたから、全部出せって言うのに全部出てれば、追加で払われている形跡は一切ないんです。だから……。

○委員長（武道 修司君） どの資料かね。

○副委員長（宗 裕君） だからエス・ティ・産業に。

○委員（13番 吉元 健人君） 築上町が1円以上、エス・ティ・産業に支払ったものを全て出せちいう。（聴取不能）を出したやつがあるんです。

○副委員長（宗 裕君） だから私が集計した中に、エス・ティ・産業の運転管理の日々の支払いちゃんとあるんです。それ全く毎月同じ金額です。実はそれね、毎月同じ金額だから、皆さんにページ番号付けたやつには省略してるんです。

○委員（13番 吉元 健人君） ああ、出てきてないんですね。

○副委員長（宗 裕君） だから、吉元さんの原本には、あと議会事務局の原本には入ってます。

○委員（13番 吉元 健人君） それには載っていないんですか。

○委員長（武道 修司君） 清掃センターのやつに載っちょんかね。

○副委員長（宗 裕君） そうそう。清掃センターの、吉元さんが最初に情報開示したやつのエス・ティの支払い全部出せって言うやつに、日々の支払いはもう出てます。ですから、別に支払われてない可能性が高いと思ってます。支払われるとすれば、情報開示請求から漏れてたとしか考えられないから。

それともう一つ指摘したいのは、日報を見るとね、作業時間だけじゃなくて稼働時間っていうのがあるんですよ。あそこは乾燥炉があって、何百度かになる火を入れる乾燥炉みたいなのがあって、あれ簡単にどうも火を入れたり落したりできるものではなくて、朝、点検してそれを火を入れたら、まず作業終わる前にちょっと早めに火を下ろして、安全を確認してから退去するよ

うな作業日報になってるでしょう。

○委員（13番 吉元 健人君） それで、この1時間とか2時間とかの残業がある時間に限っては、運転時間が5時ではなく2時間後の7時とか6時とかで、日報も書かれてます。

○副委員長（宗 裕君） 稼働時間が伸びてますね。

○委員（13番 吉元 健人君） 稼働時間が伸びてます。

○副委員長（宗 裕君） つまりね……。

○委員長（武道 修司君） すみません、手を挙げて。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） つまり、日報以外の作業が存在しているとするとね、火は入れてないはずなんよ。火だけ短時間入れるなんてあり得ないから。だから、火は入れてない何かの作業をしてやってる、しかも日報に書いてないっていうならありえるけど、素直に考えると、RDFの作業に関しては日報に全部書いてあると思う。内山さんがあるって言い張ってる精算資料が出てきてから見るべきだろうけど、ねえ、つじつま合わないよね。

○委員長（武道 修司君） あの、多分今してた金額。点検業務委託料が2,979万6,000円が令和4年。これを12で割った金額が。

○副委員長（宗 裕君） 支払いは毎月の1か月払いなんですよ。

○委員長（武道 修司君） それは毎月金額一緒やったですか。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと探してみましょうか。委員長、探してみましょうか。

○委員長（武道 修司君） 毎月の支払いが200。

○委員（5番 工藤 久司君） 每月の支払いね。分けているんだと。

○副委員長（宗 裕君） しかもそれ毎月同じ金額なんです。金額変動してなかった。（発言する者あり） そうです。だから、残業とか追加をエス・ティが請求して払ってるなら、そこに入ってるはずなんよ。

○委員長（武道 修司君） それこそ違う科目とか、違うあれで出したとかいう。

○副委員長（宗 裕君） だから、いろんな可能性があるから資料が出てきてからやる。

○委員長（武道 修司君） 取りあえずちょっと、それ1回調べてもらおうか。確認しようか。

○事務局長（桑野 智君） 契約書が今、出ようやないですか。（発言する者あり） いや、もしもして最初の年は超勤単価載っちゃったけど。

○副委員長（宗 裕君） 会計管理者の資料は、田原さんが言ってるとおり、担当課とは別に会計管理者もコピーを持ってるんですよ。最低限の。

○委員（4番 田原 宗憲君） やけね、会計課は資料払いを。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。マイクよって。議事録残らんけ。

○委員（4番 田原 宗憲君） 資料がもしかしたら全部じゃない場合も多分あると思うので、会

計課が支払いしたのをパソコンでクリックするやん。それは資料取っちょ。ある。

○委員長（武道 修司君） すいません、ちょっとこれ。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと一言だけ言わせて。

○委員長（武道 修司君） 議事録残したほうがいい。

○副委員長（宗 裕君） 残さんでもいいけど言わせて。

○委員長（武道 修司君） 一回締めてから、それから話するけ。すみません。そしたらちょっと一旦終わって、それから事務打ち合わせをしたいと思いますんで。

ここで、それでは第16回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。  
お疲れさまでした。

午後3時18分閉会

---